

令和4年度 南大隅町議会定例会9月会議 会議録（第1号）

招集年月日 令和 4年 4月 4日
 招集の場所 南大隅町議会議事堂
 開 会 令和 4年 4月 4日

開 議 令和 4年 9月 8日 午前10時00分

応召議員 全 員
 不応召議員 な し
 出席議員

1番 後藤道子君	6番 上之園健三君	10番 幸福恵吾君
2番 森田重義君	7番 津崎淳子君	11番 大坪満寿子君
3番 日高孝壽君	8番 平瀬十助君	12番 木佐貫徳和君
5番 浪瀬敦郎君	9番 大村明雄君	13番 松元勇治君

欠席議員 な し

会議録署名議員：（1番）後藤 道子 さん （2番）森田 重義 君

職務の為の出席者：（議会事務局長）黒木 秀 君 （書記）平瀬戸 ゆかり君
 （書記）土持 一 君

地方自治法第121条の規定による出席者

町 長	石 畑 博 君	介護福祉課長	中村喜寿君
副 町 長	竹野洋一君	経済課長	新保哲郎君
教 育 長	山崎洋一君	教育振興課長	浜田幸夫君
総務課長	熊之細等君	税務課長	畦地明浩君
支 所 長	坂口達郎君	建設課長	中之浦伸一君
会計管理者	黒江鳴美君	建設課技術統括監	竹野広美君
企画課長	相羽康德君	町民保健課長	上大川秋広君
商工観光課長	愛甲真一君	総務課課長補佐	古殿裕一郎君
		総務課係長	原 琢 磨 君

議 事 日 程： 別紙のとおり
 会議に付した事件： 議事日程のとおり
 議 事 の 経 過： 別紙のとおり

散 会 令和 4年 9月 8日 午後 2時39分

議 事 日 程

日程第 1	会 議 録 署 名 議 員 の 指 名
日程第 2	会 審 議 期 間 の 決 定
日程第 3	諸 般 の 報 告
日程第 4	一 般 質 問

▼ 開 会

議長（松元勇治君）

ただいまから令和4年度南大隅町議会定例会9月会議を開きます。

議事日程表により、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめ配付しましたとおりであります。

▼ 日程第1 会議録署名議員の指名

議長（松元勇治君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第121条の規定によって、後藤道子さん、及び、森田重義君を指名します。

▼ 日程第2 審議期間の決定の件

議長（松元勇治君）

日程第2、審議期間の決定の件を議題とします。

9月会議の審議期間は、本日から9月20日までの13日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

「なし。」という者あり

議長（松元勇治君）

異議なしと認めます。

したがって、9月会議の審議期間は、本日から9月20日までの13日間に決定しました。

▼ 日程第3 諸般の報告

議長（松元勇治君）

日程第3、諸般の報告を行います。

監査委員から、6月から8月までの、定例出納検査の結果に関する報告と、財政援助団体監査の結果の報告が提出されました。

郡町村議会議長会は、8月30日、第232回定期総会が、本町で開催され、当面の行事日程などを協議しました。

本日までに受理した陳情は、御手元に配りました陳情書の写しのとおりであります。配布及び、所管の常任委員会に付託しましたので、口頭報告を省略します。

▼ 日程第4 一般質問

議長（松元勇治君）

日程第4、一般質問を行います。

順番に発言を許します。まず、後藤道子さんの発言を許します。

[1番 後藤 道子 さん 登壇]

1番（後藤道子さん）

おはようございます。

初めに、9月4日に開催されました全日本大学対校選手権自転車ロードレース中、本町のコース内で13台が絡む転倒事故により法政大学の男子選手が亡くなりました。心よりお悔やみ申し上げ、ご冥福をお祈りいたします。

さて、令和4年度も上半期が過ぎようとしています。相変わらずコロナ感染者が本町においても、毎日のように発生しております。

このような状況がいつまで続くか分からない中で、行政としてウィズコロナ対策やアフターコロナ対策をやらなければなりません。

そこで国は、2021年9月1日にデジタル庁を設置しました。目的は、デジタル社会の形成です。このビジョンとして、「デジタル活用により一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会」を掲げています。そのためには、自治体DXが必要となってきます。

このために、総務省は、「自治体DX推進計画」に取り組んでいます。重点取り組み事項に、自治体の情報システムの標準化、共通化、自治体の行政手続きのオンライン化、マイナンバーカードの普及促進、テレワーク推進、セキュリティ対策の徹底などです。

そこで、今回私は、本町におけるDX推進の現状と今後の取り組みについて伺います。

1問目、マイナンバーカードの交付状況について。

①項目、現在の交付状況を伺い、②項目に国の目標が令和4年度末までに全ての国民が取得するとされているが、達成できるか伺います。

2問目は、デジタル推進について。

①項目、IT推進室が創設されてからどのような変化があったか伺い、②項目は自治体DXとしての現在までの取り組みと今後の取り組みを伺います。

3問目は、原油価格、物価高騰対策について。

円安の加速や原油価格の上昇により、ほとんどの製品価格が値上がりし、10月から12月がピークと言われています。値上げは生活への負担が大きく、経済面でも様々な業種においてコスト増加になります。今までも色々な支援はされていますが、今後も必要と考えるので、継続的な支援をされるのか伺います。

以上、今回は、3問5項について質問いたします。

壇上からの質問を終わります。

[町長 石畑 博 君 登壇]

町長（石畑博君）

おはようございます。

明日までの2日間でございますけれども、どうぞよろしく願いいたします。

それでは一般質問への答弁をいたします。

後藤道子議員の第1問、マイナンバーカード交付状況についての第①項、現在の交付状況を伺う、とのご質問でございますが、平成27年から始まりましたマイナンバー制度は、国民の利便性の向上、公平、公正な社会の実現のための社会基盤として運用されます。

マイナンバーカードはデジタル社会の基盤となるものであり、本町におきます令和4年7月31日現在の申請率は36.15%、交付率は29.64%となっております。

1番（後藤道子さん）

今、申請の交付申請の状況と交付率を答弁されてましたが、ここに差が出ております。

この差はどういうことなのか、申請をされて交付されていない、まだ現在までは本庁のほうに取りに来て初めて交付というふうになるというふうに考えるんですが、その辺りの状況を具体的に。

なぜ差が出ているのか教えてください。

町長（石畑博君）

今申しあげました数値の差については、申請に来られましたけれどもまだ受け取りに来ていらっしゃらないという差でありまして、本人確認の中で渡すことになっておりますので、どうしても本人が来ないといけないことからこういった差が出ているところであります。

1番（後藤道子さん）

今この差のことは答弁で分かりました。

しかしながら、業務が5時までということで、その時間帯に仕事の関係、その他の諸々取りに来れない方がいらっしゃると思います。申請をされて交付が出来てない状況のこの中を今後どのような形でされるのか伺います。

町長（石畑博君）

取りに来れない方もいらっしゃる中、また時間的に今おっしゃいましたような時間の都合もありますので、今回その分につきましてその対応について補正予算を上げさせていただいておりますので、詳細を担当課長に説明させます。

町民保健課長（上大川秋広君）

現在、時間外内での取りに来ない、出来ない方々に対しましては、広報誌や自治会や防災無線等でお知らせいたして、昨日、9月の毎週水曜日に昨日からですが、水曜日に限りまして午後7時30分まで窓口の延長を行い、受け取りや申請の業務を行っております。

1番（後藤道子さん）

防災無線等での内容的なのは私も存じております。

しかしながら、それでも来れない方がいらっしやって、私も思っていたんですが、普通のカード会社も簡易書留で受け取りができるようにされております。カードも簡易書留郵便で取れるような形はできないのか伺います。

町長（石畑博君）

制度の仕組みの中で、申請時かもしくは受け取り時に本人確認をすることとなっておりますので、その関係の部分でこういったことになっていると思いますけれども、状況については担当課長に説明させます。

町民保健課長（上大川秋広君）

今、郵便書留で出来ないかというご質問でございますが、申請時に本人確認と、あと必要書類が揃えば、自宅のほうにも送付が出来て、交付にわざわざ来なくても出来るという方法もございますので、そちらのほうも併せて、現在ご案内申し上げます。

1 番（後藤道子さん）

では、現在申請をされてる方が自分の自宅からスマートフォンで申請をされて、交付は役場のほうに来ないといけないという形になるわけですね。その方々は本人確認が出来ないので、簡易書留の郵便で送付することは出来ないというふうに理解してよろしいんですか。

町民保健課長（上大川秋広君）

現在ある分については、来ていただかないといけないというふうに考えております。

1 番（後藤道子さん）

今、全国で8月の25日時点で47.1%という取得率になっています。この状況の中で、今後マイナンバーカードが健康保険証の機能とかの導入であったり、またこの導入はもう追加登録されていますが、24年度末を目途に、国は運転免許証もこのマイナンバーカードを利用して出来る計画もあるようです。

今後うちの町としてこのマイナンバーを進めるに当たって、この健康保険証をマイナンバー等に導入をして、うちの町の病院で使えるかどうか、その辺りも踏まえると、このマイナンバーカードを取得に当たっては住民に十分説明の必要があるというふうに考えますが、どうでしょうか。

町長（石畑博君）

今おっしゃるとおりで、マイナンバーカードのカードの取得を優先になってるもんですから、町民の方々が疑義を持たれるのが、それを取ってないすつとか、と。

今の段階では、保険証としても病院に行かれてもそれを読み取るリーダーもないし、という部分があって、取っても今のところでは利活用の道がほぼない、という形である中で、将来的な国の考えとしては、それを普及させることが、例えば、転入転出にもカード1枚で済む時代が来るというそういった流れになっておりますので、取り組みの進め方がカードを先にとという部分があるもんですから、

それがカード取得したらこうして使えるよという部分がないものですから、それが今の取得率の向上に、影響をしてるんじゃないかなということでもあります。

将来的な流れとしては今議員がおっしゃいましたとおり、カード1枚で全てが出来るという部分が国の目指す部分ですので、その方向を早く進めていただきたいというのが町としてのお願いでございます。

1番（後藤道子さん）

今町長の答弁にもあったとおり、うちは高齢化の町で、そのほとんど半分以上が高齢者の町で、このマイナンバーカードの、発行は大変難しいというふうに考えます。

しかしながら、町民が、町民の利便性、この申請とかの窓口申請が、このカードがあることによってスムーズになる、自宅からできるというようなことのメリットの部分もありますので、その辺りを十分住民の方に説明をして、なるべく多くの交付をされることを願いたいと思います。

次の②項目の答弁をお願いします。

[町長 石畑 博 君 登壇]

町長（石畑博君）

次に後藤議員の第1問、第②項、国の目標が、令和4年度末までに全ての国民が取得するとされているが達成できるか何う、とのご質問でございますが、現在窓口では、マイナンバーカードの申請手続のサポートや、広報誌、パンフレットでの呼びかけ、申請用写真の無料撮影等の支援を行っております。

町民の取得率の向上に向けまして、今回、9月会議におきまして、必要経費を補正予算として計上いたし推進を図り、達成に向けて取り組んで参ります。

1番（後藤道子さん）

今回、このマイナンバー取得の促進事業ということとされるということですが、内容はどのようなことをされるのか伺います。

町長（石畑博君）

詳細につきましては担当課長に説明させます。

町民保健課長（上大川秋広君）

今回、9月会議に、マイナンバーカード取得促進事業にかかわります、時間外手当や、通信運搬費などの補正予算をお願いいたしております。

事業内容といたしまして、閉庁時間内に来庁出来ない方が多く、普及率が伸び悩んでいるために、平日の窓口延長や、土日の窓口開設、また、自治会、企業、施設、各団体等への出張申請サービスを行い、普及率の向上を図る計画であります。

1番（後藤道子さん）

今出張しての申請を受け付けるということですが、これは個人からの依頼も受け付けるということでしょうか。

町民保健課長（上大川秋広君）

はい、出張サービスにおきましては、まだ具体的な、内容を詰めておりませんが、まず自治会とか行きまして、どうしても、来れないというような方がいらっしゃいましたら、できる限りそのような要望にも応えられるような体制をつくっていききたいというふうに考えております。

1 番（後藤道子さん）

先ほどから言いますように高齢者が多い町です。

個人からの依頼というのものではないかと。公民館のほうにも行けない方がいらっしゃると思いますので、その辺りも考慮しながら、前向きに、カードの取得率を上げるためにやっていただきたいというふうに考えます。

あと、このマイナンバーカードで交付率を上げるために、国がポイントなどのインセンティブ施策が見られてますが、実際に住民の行動につなげることはなかなか難しいというふうに考えております。

しかし、若い方々はこれによって取得を考える方もいらっしゃるというふうに考えますので、今後、住民にとってのメリットや利便性を示して、価値をしっかりと伝え、カードの利活用や申請手続など住民目線を大切にしながら取り組みを進めていただきたいというふうに考えます。どうでしょうか。

町長（石畑博君）

カードの交付率を上げるのが仕事じゃなくて、カードを使った、利便性が最終的な目的ですので、国が示しているそういったカード運用の方法のやり方とか、使う頻度が高くなる制度を国自体が拡充していただければ、必然と、こういった出向いたりとか、こういった間接経費に投じなくても、カードを取ったほうが良かどと、取れば便利やっどという流れをやはり進めていくべきであって、取得率の向上、数値でそういった競争はどうかというふうに思ったりしますので、今後におきましても、国に対しても、カードを使える環境を整備していただくことが、カード等の交付の、それが 1 番の方法じゃないかなと思いますので、その方法について、取り組んでいきたいというふうに私としては考えております。

1 番（後藤道子さん）

町長の答弁も私も理解は出来ます。

しかしながら国が、そういう方向性で進めているのであるならば、やはりカードの交付はやるべきだというふうに考えます前向きに。

また、そういう現場の声を、国のほうに上げる必要もあるというふうに考えます。

住民目線で、本当に住民に必要である、そういう利活用とか先ほども申しましたが申請手続などは便利になるというふうに考えます。コンビニで出来たり、わざわざ役場のほうに来庁しなくてもできる環境もあるので、そういう部分は大いに、住民のほうに説明をしていただいて、やってほしいというふうに考えます。

次に、2 問目お願いします。

[町長 石畑 博 君 登壇]

町長（石畑博君）

次に、後藤議員の第2問、デジタル推進についての第1項、IT推進室が創設されてから、どのような変化をもたらしたか伺う、とのご質問でございます。

IT推進室は、平成31年4月に、町民全てがICT、IoT技術の恩恵を享受できるように、各種施策を構築するため創設されました。

その中で、高度無線環境整備推進事業を実施し、町内全域ほぼ全てに光ファイバー通信ができる環境が整い、サテライトオフィスや、スマート農業、遠隔見守り等の各種事業を行える体制を整えることが出来ました。

電算部門では、庁舎内デジタルトランスフォーメーションの一環として、令和2年度から、RPAの導入に着手し、複数業務とのマッチングを試みた結果、現在、健診業務での運用をしております。今後導入を促進するために最も必要なことは、各種業務担当の課題把握によるRPA導入ニーズの発掘と考えております。

1番（後藤道子さん）

令和2年度からRPA導入を計画されてるということで、今現在やっていますが、計画的に進んでいらっしゃいますか。

町長（石畑博君）

現段階では業務の中で利活用できる部分を優先して行い、そしてまた大容量のデータの扱う部分について、可能な部分をしていきますが、担当者として、今度は電算、IT担当等との、いろんなそういったOA機器の操作の中等もございまして、詳細について、担当課長のほうに説明させます。

総務課長（熊之細等君）

町長の答弁の中にもありましたとおり、令和2年度よりRPAの導入に着手しております。今まで取り組んだ部分ですけれども、コロナワクチン事務の作業を検討いたしましたけれども、コロナワクチンの事務システムと、連動がなかなか難しく断念をしております。現在活用しているものは、健診業務の結果を、管理台帳へ手入力していたものを、RPAを導入して活用を現在している状況でございます。

1番（後藤道子さん）

令和2年度から始められた事業ですので、そんなに急にそういうのがうまくいくとは考えてはおりません。

しかしながらIT事業を進めるためには、今後、早急に取り組まないといけない事業だというふうに思います。

このRPAは、庁舎内の働き方改革にもつながる部分でもありますので、そこあたりは十分職員が周知をしなければ進まないというふうに考えております。

職員向けの研修などは十分されているのか伺います。

町長（石畑博君）

今電算のSE、システムエンジニアがおりますけれども、その中の運用の可能な部分でやっていますけれども、なかなか一般職員がこういったOA機器の奥深

いものについては、なかなか厳しいものがありまして、特に負荷もかかることから、各課それぞれに、電算S Eとの話がうまくいくようなそういった各課に対する、電算業務に対する研修、これ等についてはしていくべきかと考えているところでもあります。

今のところは、あえてその部分だけに限ってというのはしておらずに、やはり町村会がやっておりますそういった電算機器等の操作とか、そういった部分には行っているところでもあります。

1 番（後藤道子さん）

実際業務に当たられる職員が、周知がなければ、この事業は進まないというふうに考えます。徹底した研修を、今後やられる環境、またその計画、そういうものもやるべきであるというふうに考えますが。

町長（石畑博君）

当然、電算に精通した者がいると早いんですけども、電算の精通者の方々と通常の一般職員との、そういった認識の差というか、パソコン操作の環境も違いますので、そこにまたその職員に負荷がかかることもどうかなという観点から、今、それぞれの課にS E的な部分の職員の配置をすべきじゃないかというそういったお話になっておりますので、早い時期にその体制が整う環境の構築には今後の採用等も含めた形で対応していきたいと思えます。

1 番（後藤道子さん）

町長が施政方針の中で、このI T事業を進めるために、自治体間の広域的な取組、また、民間事業者等との競争による取組というふうなのを掲げていらっしゃいます。

この、民間事業者との連携によって、今現在いらっしゃるシステムエンジニアの方が3名ということで、この3名で業務を回すのは大変難しいというふうに考えますので、今後はこの民間業者との連携をとりながら、これを進めていく考えはないか伺います。

町長（石畑博君）

詳細については、担当課長に説明させます。

企画課長（相羽康徳君）

先ほどR P Aのお話もありましたけれども、全体的な技術的な部分の底上げの部分で、職員にまずは、この制度等を理解してもらうということで、令和3年度については、ホームページの研修、これを3コマ実施しております。それから、自治体D Xの研修、これについては4コマ、実施したところでございます。

今後の民間事業者等の連携については、まずは職員が、そこら辺りを十分に認識した上で、推進を図っていきたいというふうに考えております。

1 番（後藤道子さん）

自治体のA I、R P Aの利用、推進のために国も支援的なのを本格的にやっているとというふうに思います。A I、R P Aの導入のガイドブックの策定だったり、

デジタル人材任用推進のための支援とか、あと、A I、R P A 導入に対する経費、共同利用に、財政措置なども考えていらっしゃいますので、その辺りを十分活用しながら進めていってほしいというふうに思います。

この1問目の最後、L I N Eのほうを、今、役場のほうで利用されていますがこの登録者数を教えていただけますか。

企画課長（相羽康徳君）

公式L I N Eの登録者数でございますけれども、昨日現在830名でございます。

1番（後藤道子さん）

私もL I N E登録はやっております。

非常に町のいろんな出来事だったりとか、そういうものがL I N Eの中でいろいろと分かるというのは非常に便利なものですので、これも、町民の皆さんに周知されるよう、確かに広報とかに載せられてると思いますが職員の方も、町民の方に、口頭でこういうのがありますということでスマホを持っていらっしゃる方に限りませんが、そういう周知も図られるようにしていただきたいというふうに考えます。

次、②項目お願いします。

[町長 石畑 博 君 登壇]

町長（石畑博君）

次に、後藤議員の第2問、第②項、自治体D Xとしての現在までの取組と今後の取組を伺う、とのご質問でございますが、デジタルトランスフォーメーションの概念としては、

① I T技術を活用して ②現在よりも効率化する ③仕組みが構築される ことの三つが達成されて、自治体D Xとあると認識しております。

現在までの取り組みとして、R P Aの導入や、自席のパソコンから、年休、出張、時間外勤務などの申請が出来、月次や課毎のデータ集計が容易になる勤怠管理システム、又コロナ禍においては、W E B会議やモバイルP Cと光回線を活用したりリモートワークを実施しております。

今後の取り組みにつきましては、11月からのコンビニエンスストアでの各種証明書交付を皮切りに、ペーパーレス化と効率化を同時に課題解決するための方策として、電子決裁の本格導入を検討していきたいと考えております。

また、I T推進室、行政改革担当と連携を図りながら本町の自治体D Xとしての戦略構築につなげていきたいと考えております。

1番（後藤道子さん）

この町長の施政方針の中で、デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針にのっとり、一人一人のニーズに合ったサービスを選ぶことが多様な幸せが実現できる社会を実現するため、自治体D Xを進めてまいりますというふうに施政方針の中で述べていらっしゃいます。

また、地域に頼られる行政経営を目指すために、三つの目標も挙げられています。

その中に、DXを意識しながら、まずは行政職場内での、変革と実践を図り、組織や職員がそしゃくした上で、地域への浸透を図るとされていますが、現在の状況は、どのような状況か伺います。

町長（石畑博君）

デジタル社会については、大まかなことをまず申し上げますけれども、まずは職員、役場が、そういった環境にあって、職員が地域に出向いたときに、地域の方々へのアドバイス等が出来ないといけないとまず考えております。

また、今ワクチン等の接種についても、自治会への、スマイル支え合い活動事業の補助として支援をデジタルに関する部分もしてございまして、地域の方がまとめてそういった申請していただくとか、それも今、少しずつこう出てきております。

そしてまた今、コロナにおきまして自宅勤務をやむなくという部分であるんですけども、そういった方については、パソコンをそれぞれに与えまして、役場と同等の業務が自宅できる環境、ここはもう構築が出来ているところであります。

環境的にはそういうことですので、またそれ以降の細かい部分については担当課長に説明させます。

総務課長（熊之細等君）

事務の効率化についてですけれども、現在、SE、システムエンジニアを、情報技術職として、総務課に2人、企画課に1人、配置しております。

事務の効率化を進めていく中で役場内の各係が効率化を意識し、効率化のために、どの手法を用いることが最大限の効果を発揮することができるのか、技術職と事務職が協議できる体制を構築することが最も重要というふうに考えているところでございます。

企画課長（相羽康德君）

それでは全体的なDXの部分について私のほうから若干説明をさせていただきますと思います。

先ほどありましたシステムの標準化、それからオンライン化については、国において、ガバメントクラウドの構築、これがうたわれております。これについては、県の町村会内にございます県自治体情報連絡協議会の中で、令和7年度稼働に向けて現在進行中でございます。その中で、自治体の情報システムの標準化、共通化、それから、マイナンバーカードの普及促進、行政手続のオンライン化、AI、RPAの利用促進、セキュリティ対策の徹底、等を進めているところでございます。

1番（後藤道子さん）

今後このデジタルがあるのと、推進出来て進んでいるのと進まないのでは、大きな違いが出てくるというふうに考えます。田舎の不便なところだからこそ、このデジタルは必要というふうに考えますので、職員の方々も大変と思いますが、そういういろんな研修などを経て、十分町民にわかりやすく説明ができるぐらいのそういうことを、今後やってほしいというふうに考えます。

では次、3問目、お願いします。

[町長 石畑 博 君 登壇]

町長（石畑博君）

次に、後藤道子議員の第3問、原油価格、物価高騰対策について、第①項、今後の支援について伺う、とのご質問でございますが、令和2年度から、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、感染症の拡大防止はもとより、町民生活や地域経済へ支援する事業を実施しております。

この新型コロナ臨時交付金につきましては、本年4月28日に、コロナ禍における原油価格、物価高騰対応分が新たに対象となりました。

本町におきましては、この交付金を活用し、現在、全町民を対象にプレミアム商品券発行事業を実施しており、また、価格高騰対策につきましては、指定管理者、施設園芸、畜産業、漁業、商工業者の方々に支援事業を実施しているところであります。

また、今回の議会におきましても、バス事業者及び福祉施設事業者に対する価格高騰支援事業を補正予算計上させていただいており、今後も引き続き、それぞれの支援事業の周知を図り、住民、事業者の方々への支援を行っていきたくと考えております。

1番（後藤道子さん）

今町長の答弁の中でも出ましたが6月補正の中で、プレミアム商品券発行事業をなされています。現在の発行状況がわかりますか。

町長（石畑博君）

詳細は担当課長で答弁させます。

商工観光課長（愛甲真一君）

現在商工会のほうで販売をされておりますプレミアム商品券でございますけれども、1冊5000円で、7500円分の買物ができる商品券、これを1万冊発行されております。ご質問の販売状況でございますが、9月の7日現在で、6521冊。約65%の販売状況となっておりますのでございます。

1番（後藤道子さん）

このプレミアム商品券事業は大変、町民の方々にも喜ばれている事業だというふう感じております。

しかしながら、この中で、私は今後、いろんな、製品等も上がって、値上がりをしてします。

これが10月から12月はピークというふうに言われております。さんざんテレビ、新聞等でも、いろんなものの値段が上がるというふうに、言われております。その中で、今後、この非課税世帯への商品券を配布するというような事業は考えられないかというふうに思いますが、町長どうでしょう。

町長（石畑博君）

プレミアム商品券については商工業支援ということで、商工会が実施しております。非課税世帯等とへもこれまでも複数回出ておりますので、今おっしゃいましたとおり、この時期いろんな物価も上がったりする部分は理解するところであります。

国の流れもいろいろそういった部分で出てくると思いますので、その流れに準じた形で、支援の必要性は認識しております。

1 番（後藤道子さん）

これは資源エネルギー庁の調査によるものですが、2022年の8月の22日現在で、レギュラーガソリンは、全国平均価格は、リッター169円。1年前と比べておよそ11円上がっております。2年前と比べるとおよそ34円値上がりとなっている状況です。

今後、燃料価格激変緩和補助金というのが発動しているもので、現在、リッター170円以下で収まっています。この補助金なしでは、リッター200円の価格となる状況にあります。

今、国がやっているのでこの分で済んでいます、ガソリン価格の高騰は、車を使用する人ばかりではなく、物流コストが上昇することから、あらゆるものの値上げの要因というふうに考えます。

今後、うちの町としても、いろいろと、7月補正でもですね、先ほども答弁でありました原油価格に対する農政、水産、畜産、商工業者、あらゆるところに支援をされていらっしゃると思います。

しかしながら今後も、まだまだこの値上がりはあるというふうに考えるならば、支援は継続してやるべきだというふうに考えます。

また7月に地元産活用の支援事業で、根占黄金カンパチを給食のほうに提供されました。この事業も大変良い事業なので、これも継続して、やっていただきたいというふうに考えます。

また学校給食の支援については、今後物がいろいろ上がってくるならば、給食費が高騰するというふうにも考えられます。その辺りは給食センターの仕入れなどに対する支援などもやっていただきたいというふうに考えますが、町長、いかがでしょうか。

町長（石畑博君）

ガソリンも確かに、上がってるのは確かでございます。その中で、今後の情勢も国の動向等もあるわけですがけれども、産油に対してはあるんですけども、いわゆるこの貿易事情等があったり、またロシア、ウクライナの関係、こういった部分がですね改善されるんじやないかなということもありますけど、いずれにしても国レベルの感覚的なものがありますので、それを注視して行って、必要な分はしていきたいと思っております。

それから学校給食等についても、今はもうお1人1000円と、児童生徒1人1000円ですので、これに影響がない形で支援していきたいと思っております。

その他詳細については担当課長に説明させます。

総務課長（熊之細等君）

今までもいろいろな形で支援をしておりますけれども、国のコロナ交付金につ

きましては、限度額が当初 1 億 9430 万 2000 円、示されておりました。

7 月に補正をいたしました積み上げとしまして、1 億 7207 万 7000 円を充当しておりますので、残りが 2222 万 5000 円となっております。これらの交付金の残についても、今後状況等を鑑みて、様々な分野に支援の対象としていきたいというふうに思っております。

1 番（後藤道子さん）

町長はいつもスピード感を持って、と言われます。

本当に困っている町民は困っていることを言えません。スピード感を持って支援されることを望んで、私の一般質問を終わります。

議長（松元勇治君）

次に、上之園健三君の発言を許します。

[6 番 上之園 健三 君 登壇]

6 番（上之園健三君）

おはようございます。

心配されました台風 11 号も、遠くは東シナ海を北上して、暴風域には入ったものの、大きな影響もなく安堵しておりましたけれども、先日開催のインカレのロードレースにおいて発生いたしました事故により亡くなられた選手のご冥福をお祈りいたしますとともに、ご家族の皆さまに衷心よりお悔やみを申し上げるところでございます。

さて、大雨や台風シーズンになりますと、道路災害はもとより、電気・ガス・水道といったライフラインの損傷や、食料品の調達に気をもむわけでございますが、特に食料品等の買い物は、こうした災害時のみならず、日常的に繰り返される生活行為でありまして、生きていく上には、どうしても欠かせないものでございます。

今回は、過疎の進む地域において、この買い物事情に困っておられる地域住民の支援策となり得る対策はないものかと考えまして、通告しておりました、買い物弱者対策について、第①項、町内の買い物弱者の現状をどのように捉えておられるのか。

第②項、買い物弱者の緩和策として、どのような対策が考えられるか、又は考えておられるのか。

第③項で、買い物弱者の対策として、移動販売の拡充が有効策であると考えますが、このような事業を展開される事業者への補助制度は考えられないのか。

以上、3 項について伺うこととして、壇上からの質問といたします。

[町長 石畑 博 君 登壇]

町長（石畑博君）

上之園健三議員の第 1 問、買い物弱者対策についての第①項、町内の買い物弱者の現状をどのように捉えているか伺うことのご質問でございますが、地区社協や

地域福祉計画策定時に実施した地域ワークショップなど、地域住民が集まる場では、ほとんどの地区で、交通の便が悪いなどの理由で思うように買い物ができないといった意見を伺っております。

また、町内でも多くの小規模店舗が高齢化、後継者問題等により閉店し、頼ってきた店舗が無くなることで、住民の皆さんが不便を感じていると認識をいたしております。

6 番（上之園健三君）

私の一般質問のスタイルとして、それぞれの問題につきまして、現状をどのように把握されて、或いは、どのように捉えておられるかということをお聞きして、それに対する行政としての対応策について質問していくわけですが、それはですね、やっぱり現状認識がしっかり出来ていなければ、その対応策も的を得ず、正確性を失うというような可能性がありますからこういう方法を取りますが、私は地域の実情や住民の意見を、意見・要望等を総合的にまとめて、その施策を提案していくという手法をいつも取っておりますけれども、今回もそのような方法で地域住民の各位から寄せられました意見等をまとめた中で紹介をしながら、示させていきたいと思っておりますが、この買い物弱者問題につきましては、全国の各地の過疎地におきましても深刻な問題でございまして、本町におきましても、今ご答弁いただいたような様々な要因がありますけれども、代表される要因といたしまして、少子高齢化の進行とともに、人口減少による過疎化の進む地域において、食料品等を取り扱う商店が軒並み閉店を強いられてきたことによる買い物の利便性の低下と申しますか、そういうこと、それから流通機能や交通の弱体化等による移動手段の不便性が日常の買い物を困窮化させているというふうに考えております。

この買い物弱者という言葉ですけれども、国の制度としましては、様々な留意で、日常生活に必要な買い物が困難になっている人を買い物弱者というふうに定義されておりますけれども、この弱者という言い方がなかなか私にも気に入らないところがございまして、この意味をみますと、弱い者、力のない者、或いは、社会的弱い立場にある者といったような意味に使われているようでございまして、私的には同じような意味になるのかもしれないかもしれませんが、あえて買い物困窮者というような言い方のほうが正しいのではないかと思います。一般的に買い物弱者という表現がされておりますので、私も同様にこの言葉で進めさせていただきたいと思っております。

今、ご答弁をいただきましたけれども、そのような状況の中で、もう少し町内の買い物のこの困窮者に係る実情を理解をしていただくために、もう少しこの現状を述べたいと思っておりますけれども、町内全体を捉えていきますとぼやけた内容になってしまいますから、今回は一例として佐多地区の実情について話をさせていただきますけれども、後段で触れます対策につきましては、町内全域を対象とした内容として対策になることを願うところでございます。

旧佐多町管内におきましては、今から 28 年前の 1994 年頃には、食料品を取り扱う商店が 110 件ございました。

現在は、伊座敷に 4 件、馬籠に 1 件、郡地区に 1 件、大泊地区に 5 件の僅か 11 件でありまして、その中でも食料品を取り扱う商店が 6 件でございます。

少し資料が古くなるかもしれませんが、6 年前の平成 28 年ですが、鹿児

島県が実施した買い物弱者実態調査というのがございまして、その対象地域として島泊地区での調査が実施されております。その結果が公表されておりますけれども、当時 61 世帯あった中の 22 世帯を抽出されて、食料品や日用品の主な調達方法の消費行動や買い物支援に対する要望など、消費者ニーズについてヒアリング調査をされて分析されておりますけれども、数字的なものにつきましては、少々古いですので省略させていただきますけれども、これによりますと、親族等の車を含む自家用車を使用して購入していると回答された方、及び、自宅近くに来る移動販売を利用して回答をされた方が大半でございまして、公共交通のバスやタクシーを利用して回答された方は僅かでありました。

そして、その他、インターネットや個別配送、それから買い物代行、それから共同購入、病院などへの送迎サービス、こうしたもの等を利用しているかという設問では、いずれも利用された方はおられませんでした。

この調査結果のまとめとして、身近な買い物機会の確保や交通手段の更なる拡充が必要であるというふうにされて、まとめとされております。

現在は、島泊 47 世帯ですけれども、今現在でこの同様なアンケートを実施するとすれば、島泊地区のみならず佐多地区全体で同じような多分調査結果が出るだろうと考えられます。

ここで、ちょっとお聞きしたいんですけれども、町内全体において、この買い物弱者とされる地区・世帯、或いは、人数等が把握されておられればご教示いただきたいのですが、難しいと思いますけれども概ね分かる範囲で結構ですがいかがですか。分かりますか。

町長（石畑博君）

数値が確かかどうかは分かりませんので、とりあえず担当課長の説明をさせます。

介護福祉課長（中村喜寿君）

町内全体の買い物弱者とされる地区や世帯・人数等を把握しているかということのご質問であると思いますが、初めに、上之園議員のほうの説明でほとんどされていただいているようなものもありまして、回答としましてかぶることがあるかもしれませんが、まず買い物弱者としての定義について述べさせていただきたいと思います。

人口減少、少子高齢化を背景とした流通機能や、交通網の弱体化などの理由により、日常の買い物機会が十分に提供されない方々を指す言葉というふうに認識しております。その意味で、地域福祉計画策定時に実施したアンケート結果や、各地区で開催した地域ワークショップで出された意見などからは、根占川北及び川南地区を除きますと、全ての地区でこのような状況が見られたところでございます。

しかし、それらの地区におきましても、車などの移動手段を持つ方々など買い物弱者の定義に当てはまらない方々もいらっしゃることから世帯や人数などの把握は困難でございまして、明確な数値は把握していないところでございます。

6 番（上之園健三君）

確かに難しいだろうと思います。

それぞれ移動される方も、例えば、お隣の方の便で買い物に行く方、そうでない方、色々いらっしゃるといふか、そのことを不便と思うか思わないかは本人の判断でございますから難しいと思いますが、ただ地区的に、先ほど申しましたように、商店が無くなっていくという地区は増えていくということは間違いございませんので、今おっしゃったように、例えば、佐多地区でいくと伊座敷地区の界限、根占でいきますと川南から川北辺りのこの界限、ここを除けば、ほぼ全域困ってらっしゃるだろうというふうに私も理解しております。

先ほどこの調査結果を申しましたけれども、この調査結果を題材として、この買い物弱者対策の方向性や対策に対するフローが示されておりまして、ちょっと紹介しますが、その内容が、対策の方向性として、1つ目に、地域住民が中心となり、高齢者が集まる場を活用して、買い物の機会を提供する取り組みを促す。

それから2つ目に、市街地の買い物施設や医療施設等との連携向上により、商品の配達等が可能となる環境づくりを促そうというふうにされているものでございまして、この考察、これを考察しているかどうかははっきりしませんけれども、町のほうでは先ほど出ましたけれども、第2次総合振興計画、或いは、第2期の地域福祉計画において、この買い物弱者対策に関すると思われる表現で次のような目標が記載されております。

まず振興計画でございますが、第4節、商工業の振興欄の第1項で、地域に信頼される商工業の展開として、1つが、地域が共生する商工会等の取り組みに対する支援を行うと。

2つ目が、ちょっと長いですがけれども、消費者のニーズにこたえる商工業の展開として、高齢化及び人口減少の激しい地域問題に対応した、営業活動等の商工業活動に対して支援を行い、消費者ニーズに対応できる商工業の展開を推進すると記載されております。

ちょっと長かったですけれども申し訳ないんですが、また、地域福祉計画におきましては、基本計画の第4項第4号で、買物支援、或いは、交通の利便性、移動支援の充実というのが記載されておりまして、内容としては、コミュニティーバスなどの地域ニーズに応じた交通の確保やその他の利用者の利便性の促進を図るため関係機関と連携し、利用者の利用に応じた利便性に合った公共交通の整備改善を図るというふうに記載されております。

町長にお聞きしたいんですがけれども、このように振興計画、或いは、福祉計画にもはっきりとその買い物弱者対策としての記載ではないんですが、ある程度の文言が書いてございますが、これに対してこれまでの実効性、或いは達成度というものについてはどういうふうに捉えておられますか。

また、もう一つ、このはっきりと項建てをした中で、この買い物弱者対策として歌い込む必要性を感じるわけですがけれども、そこは考えておられますか。

町長（石畑博君）

長期振興計画と、そしてまた地域福祉計画、これには当然今議員がおっしゃった部分が記載がしてあります。

一般論としての部分と若干地域ごとの記載もしてありますけれども、現実的な話として、ここ私就任してから1年半ぐらいになりますけれども、ずっと地域を時間がある時は回っております。

そうした中で、さっき佐多地区の事例をおっしゃいましたけれども、旧根占地

区においても、城内・中別府・横別府地区、もうこれは店はないわけですね。

そうなりますと、無くなった時点での対応もどうだったか分かりませんが、その中で、それぞれがまたその買い物の手段を何がしか家族じゃなくて近隣の身内の方とか、子どもさんとかがしていただいているものですから、それで今は流れで何とか出来ているんですね。しかしながら、地域の方からは、「もう店をいけんかしてくれんか。」ということは聞いております。

ただ、それを実行するに当たった時に、業として成り立たない限りは、それは新たに新規展開という部分はないというふうに考えております。

佐多地区においても、竹之浦地区等も全然無いわけでありまして。その中で、例えば、辺塚に行った時に、おじいちゃんおばあちゃんが 3 名いらしたんですけども、聞いた中で、「今日はないごんなつ。」と言ったら、「もうまいっとすれば A コープが来っとお。」とおっしゃいました。今 A コープが来て、有り難いということでもおっしゃいました。そこでいつとき時間があったものですから話を聞いたんですけど、聞きましたら、2 人のおばちゃんの意見が違うんですね。「来てもろともよかばんなあ。」と、「それもあいがてどなあ。」と、「あたいはやば、伊座敷でれいたっくいやい。」と、それもありました。

あと 1 人は、「もう A コープは来いば、ここずい出っ来やなんと。」と。「我げえ、届けもろたほがよかと。」という意見ですね。それぞれだったんです。

「ほんなら、どいかい先したなあよかなと。」ということで、一番可能なのは、小型の車で伊座敷まで行ける環境を作ってくださいということだったものですから、辺塚については上の通りの六地蔵の通りを 10 人乗りで運行するような形で道路整備と一部の道路整備ですね、運行をしておりますけれども、やはりこの買い物をするのに、本当にこの 1 時間弱かけていくというのにやっぱり負担なんですね。

そういったことを含めますと、町の人口の流れ、これを鑑みますと、今旧佐多町が 1,700 人を切りました。旧根占は 4,800 人弱です。今後の人口の流れを考えた時には、どの方法がいいのかなという部分もあるわけです。まずは、高齢化率が上がる中で、出ていけないという方がだいぶ増えていることに感じているところであります。

それが業として個人がされなければ成り立たなければ、当然もう公共的な部分で空き店舗を借りて運営をすればいいのか、それとも、移動販売としてかぶらない形での移動販売が業として成り立つための支援をしていくべきなのか、そこはもう今現在、A コープさん、そしてまた、やお新さんがされてますけれども、やっぱりこの場所についてもすみ分けもされておりますので、A コープさんとしては農協は組合員がおいやっですということもあって、当然 2 人の人件費と車両の運行費等を考えると、それは絶対黒字にはならんどというそういった意見です。

そういったことをどうしていくかとなると、やはり、町民に対しては公平な支援をしないとそれが一番の基本だと思っておりますので、具体的な案として今こうしたほうがいいのかというのはありませんけれども、地域の意見、そしてまた、そういった対象の方々のご意見を聞いて、すべきが一番大事かというふうに思っております。

例えば、A コープでお店で 100 円のをやっぱりどこに行っても 100 円で売っていただきたいと、そういったのが一番大事なかなというふうに思いますので、今上之園議員が色んなこのお示しもしてありますが、一番は地域の方々から、「ああ良かこっじゃ、有り難かった。」とおっしゃっていただく手法を、今後色んな部分

で講じていくべきかなという私自身の考え方でおります。

達成度という部分では、数値ではちょっと申し上げないということが実情ですのでご理解いただきたいと思っております。以上でございます。

6 番（上之園健三君）

今の町長の答弁を聞きますと、私がこれから先聞いていこうかなという内容を既にご答弁をいただいたような気がいたしますけれども、この振興計画に、振興計画・地域福祉計画に掲載するかしないかというところはやっぱり大事な計画でありますので、また問題も大きな問題でありますから、きちっとこうだてをされて掲載することを私としては望むところであります。

今後この方向性とか、どういうことを考えているかということはこの後に繋げていきたかったんですけれども、もう既に今答弁をいただきましたのでそこは割愛というか省略をさせていただきますが、島泊の調査の結果を踏まえて話をしましたけれども、先ほど佐多地区に 11 件しかないという話をしましたが、その 11 件の中で郡地区と大泊地区の 1 件が今年末をもって店を閉められるという情報をいただきましているところであります。そうなりますと、まさにまた弱者が増えていくわけございまして、どのような影響が出るのかなと思ひまして地域等を調べてみたんですけれども、この生鮮食料品に関して申しますと、大泊地区のほうはさほど影響はなさそうに思われます。ただ、郡地区においては、地区内唯一の商店でありますので、ここが生鮮食料から衣類までを取り扱っておられまして、この店が閉まるとなりますと、周辺に 14 自治会 213 世帯の 385 人がお住まいですけれども、全てとは申しません。けれども、単純に高齢化率、或いは自家用車の保有率等を勘案しますと、およそ 100 から 150 名前後には影響があるだろうというふうに私は推測をいたしまして、更にこの買い物弱者が増えてしまうという状況が明白であるわけでありまして、少し余談になるかもしれませんが・・・。

議長（松元勇治君）

上之園議員、問題を、趣旨を次に変えますので、1 回これで休憩をします。

（「はい、分かりました。」との上之園議員より声あり。）

10 分ほど休憩します。

1 1 : 1 1
~
1 1 : 1 9

議長（松元勇治君）

休憩前に引き続き再開します。

6 番（上之園健三君）

途中で切れまして申し訳ないですが、少し余談になるかもしれませんが、現状というか現状は先ほど話しをしたんですけれども、ちょっと実話を話しをさせていただきたいと思うんですけれども、先ほど郡の商店が閉まるという話をしましたけれども、ここに行きまして店主のおばちゃんと話しをしたんですが、店

主のおばさんが言われるには、地域のためには頑張って店を続けていきたいんだけれどももう 90 になると。もう 90 になれば体力的にも続かないと。息子もいるんだけれども後を継ごうとは言わないと。

人も少なくなっただけでも、維持管理費については、年金を当てている状況ですよという話をされるんですね。

来てくださる皆さんには大変申し訳ないんですけども、年末で閉めることにしますというような話をされて、私はそこで、「この店が閉まることでこの地域の方々は何が一番困るでしょうかね。」という話をしてみました。そしたら、思いもしない返事が返ってきました、皆さんも考えてみてください。店主のおばさんがおっしゃるには、「今の時期でしたらアイスクリームが買えなくなってしまうことですかね。」とおっしゃいました。

私もなるほどなと思いました。農作業の合間に来られて、暑い最中ですから仕事の合間をみて買いに来られたりとか、病院に来られる時に農作業に来られる方の便で病院に来られるんですが、その便が迎えに来る直前に次の機会までのストック分に加えて、近隣の仲間の方々のアイスクリームを 10 個ほどまとめ買いをされて帰られるそうですけれども、なかなか難儀だなというふうに思いましたが、これ以上は申しませんが、皆さんも想像していただければと思います。

本題に戻しますが、このように佐多地区においても、当然根占地区においてもなんですけれども、もう既に商店のない大中尾地区、辺塚地区、町長の答弁にありましたように、横別府地区などの、町内を見渡しますと一番近い商店まで 5 キロとか 10 キロとか中には 20 キロ以上離れた方もおいででございます。こうした方々を何とかして買い物を利便性を上げていきたいというふうに思っております、どういう対策を町長として考えておられるのかなということをお聞きしたいと思います。よろしいですか。

次、第②項をお願いします。

[町長 石畑 博 君 登壇]

町長（石畑博君）

上之園議員の第 1 問第②項、買い物弱者の緩和策として、どのような対策が考えられるか、又は考えておられるのか伺うとのご質問でございます。

根占地区で取り組んでいるコミュニティバスや乗合タクシー、佐多地区で取り組んでいるスクールバス一般混乗バスやコミュニティバスなどの取り組み等を通じて、病院への通院や買い物等への利用を行っていただいております。今後も引き続き、利便性が高まるよう、運行経路や利用時間等を利用者の皆様からお聞きしながら、利用しやすい制度として運用してまいります。

6 番（上之園健三君）

ご答弁にいただきましたようなその交通機関の移動手段の確保という形でご答弁をいただきましたけれども、このコミュニティバスとかスクールバス、乗合タクシー等も含めてですけれども、時間帯、或いはこの便数等を勘案しますと、まだまだ不十分を感じておられる方が多いと私思いますが、町長としてはこの移動手段に関して、十分なサービス提供が出来ているというふうに考えておられますか。

町長（石畑博君）

旧根占・旧佐多にしても移動の距離が長いもんですから、細かく停まって行くのが一番利用される方にはいいと思うんですけど、全体を回ったときに、今度はお店から帰路帰る時の時間とか色んなのを考えた時に、一番今利用者の方々が望んでいらっしゃる運行をしておりますけれども、やはり長い距離を乗るのも大変だと思っております。

特に、辺塚の方々なんかは大変だと思っております。今の運行の状況が一番良いとは思っておりません。まだまだ拡充をすべきですので、運行に対しましては今そういった考えですけれども、運行に変わることも今後検討していくべきかなという感じとしては思っております。

6 番（上之園健三君）

この公共交通の整備要望に関しては、合併後の一般質問で 12 名の議員が 16 問質問をされておりました、その都度、利用区間や利用方法などについて改善を図られて現在の運行体系があるということでございますけれども、まだ地域の方々にとっては不便を感じておられるということは認識いただければというふうに思います。

そこで、移動手段の利便性を上げるという観点から一つ提案をさせていただきたいと思うんですけども、先の一般質問で木佐貫議員のほうも質問されたものと重複するかもしれませんが、8 月 21 日の南日本新聞に掲載されておりました、国土交通省が 2020 年に定めた事業者協力型自家用有償旅客運送制度というものでございまして、先般の話をしましたところ、既に勉強をされていると、打ち合せるということございましてので安心しましたけれども、この制度は交通空白地域か福祉目的に限り、いわゆる白タクという行為が認められたものでありまして、既に 16 都道府県 23 地域で市町村が運営主体となって実施されているというような内容でございましたので、過疎地域における我が本町においても十分活用できる制度ではないかと思っておりますので一つ提案をさせていただきます。

それから、この買い物弱者の移動手段として私は 2 つ考えているんですけども、1 つは今言いました移動手段、町長も申し上げたように移動手段の確保をどうするかという問題がまず 1 つ、もう 1 つは、私が今日一番言いたいところはここなんですけれども、移動手段の確保につきましては、今後の更なる高齢化等を考えますと、乗降の面倒であったりとか時間制限の利用であったりとかしますとなかなか改善が難しいだろうなと思えば、有効手段となるのがこの移動販売やご用聞き宅配サービスの拡充であります。

つまり、事業者側が地域や自宅に出向く方法を充実度を上げるということでありまして、このことについて色々考えるんですけども、移動販売となりますと、固定店舗と違いまして、自宅周辺で買い物ができる、利便性はあるものの、なかなか今過疎地域で店が無くなるのを補っていくわけですけれども、遠方になるほど回数が少なかったり品物が少なかったりとか欲しいものが無いというのがネックになっております。また、この移動販売につきましても、通常の移動範囲と申しますか、を紹介しますと、車両の大きさにもよりますけれども、軽自動車、軽トラックを使った場合に、拠点となる店舗から半径 5 キロから 10 キロ範囲が妥当だとされております。

しかし、本町においては、20キロから30キロ、場合によっては40キロという移動をされるわけでございますので、こうしたこと等から移動販売の方法は一時期敬遠された業種ではございましたけれども、現代においては、都会のほうでもこれが見直しをされてきてまして、弱者というところで事業開始をされる事業者が右肩上がりが増えてきているという状況がございまして、このような状況を踏まえて、この移動販売を展開をされるような業者に対しての補助事業、支援事業というものは考えないものかを考えていきたいと思うんですけれども、次の③項目をお願いできますか。

[町長 石畑 博 君 登壇]

町長（石畑博君）

上之園議員の第1問第③項、買い物弱者対策として、事業者への補助制度は考えないか伺うとのご質問でございます。

本町におきましても、人口減少や少子高齢化を背景として、食料品や日用品を購入できる個人商店の減少が進む中、買い物弱者対策は日常生活に直結するものであり、避けて通れない喫緊の課題であると認識しております。

ご質問の「買い物弱者対策として、事業者への補助制度」でございますが、買い物弱者の支援策は、地域の特性や高齢者等の買い物ニーズにあった取り組みが重要であり、これまでの実証事業や先進事例等も参考にしながら、必要とされる支援策の制度制定に向けての必要性としては十分認識をいたしておりますので、引き続き、検討してまいりたいと考えます。

6番（上之園健三君）

こうした移動販売の活動の役割は、元来、民間が担うごとのこの古くから一般的な考え方があったわけですがけれども、こうした支援に対して行政が支援策を打つということが脆弱であったとされておまして、どういう理由なのかは分かりませんが、やっぱり営業活動という形で捉えられていたんだというふうに思いますが、そこで、全国的にこの弱者対策としてどのような支援策があるものかということでもちょっと調べてみましたので、パターンの長くなるかもしれませんが、パターンの5例ほど紹介をさせていただきたいと思っております。

まず、徳島県の三好市では、集落支援包括事業として、店舗の閉鎖や交通手段の確保ができないなどの理由により、日常生活において身近な買い物に不便を感じている市民に対し、移動販売や配達事業を行う事業者に対し車両の購入や保険料等を補助している事業。

それから、島根県においては、地域商業再生支援緊急対策事業として、中山間地域の買い物不便地域において、市町村関与のもとで行われる生活必需品等を提供する新たな取り組みや、既存事業の拡大に対して車両購入の購入代金の2分の1、上限5百万やランニングコストの全額補助という事業。

それから、和歌山県の広川町というところでは、町が移動販売車を購入して、町内の食料品店にその移動販売を委託して買い物弱者宅付近で販売をしている事例。

それから、富山市では、町が車両を購入して業者に無償で対応して、燃料費や人件費を補助する事業。

それから、秋田県のかほ市におきましては、商工会出前商店街事業として、商工会が中山間地域の買い物弱者の生活を利便性にしようと、暮らしを豊かにするという、福祉商業という事に重点を置かれて、その一環として、各地域に出向いて買い物の不便、過疎の解消対策のために日常生活商品を中心に販売をされている事例。

それから最後に、本県の事例として、鹿児島市や霧島市にもございますけれども、つい先日、伊佐市が8月31日の定例会におきまして、早速、買い物弱者支援のための移動販売車導入補助として6百万円の補正可決がされた記事もございました。

このように本町と似通った地域におきましてまだまだたくさんの事例があるわけですが、財源としては一番多かったのが緊急雇用対策事業基金、或いは、国のふるさと雇用再生特別交付金などが活用されているのが多ございました。

このように移動販売につきましては、当然その人口が少なくなって過疎地で店が閉まっていくというような所をカバーしていくために、その過疎地の買い物弱者の救いの手となり得る反面、利用者が少なくなっていくわけですから、採算性から見ていきますとかなり厳しいものがございます。約4割、この事業者の4割が経営難であるという現実もございます。そうしたことを考えていきますと、移動のコストや人件費、あるいは、運営経費等に多大な費用が経費であるわけですが、そうした採算性に合わない実情もございまして厳しい状況もあるわけですが、このように移動販売と申しましてもメリット・デメリットがあるわけございまして、町長、このように全国的にもやっぱり事例が出てきている、こうした事を踏まえますと、こうした事業者に対する支援というものを講じていく必要を私は感じるんですけども、先ほどは検討をすとか、検討内容に値するとかというような感じで私は受け取りましたが、はっきりとそうした支援をしていくというような方向のお考えというのはございせんか。

町長（石畑博君）

今議員のほうから色々ご提言もありました。

移動販売に限りましては、やっぱり業が成り立たないことには民間はされませんので、平成22年・23年に実証実験をしたことがあります。これも私が企画課に在籍中で、当然議員もその当時いらっしゃるんですけども、移動販売に対して遠隔地に対して経産省からの補助をいただいて、移動販売に掛かる費用を支援をしてその商品の売上の云々には関わらない形で運用をしてもらいました。

その時期は数カ月していただいたんですけども、今度はそれをご自身で全てをさっき言いましたとおり、利益の中から労務費、車両経費等をするのは難しいということで、一時期辞められましたけれども、またここに来て要望があった中では、また町内の南大隅町の事業者の方がスタートをしていただいております。

しかしながら、中身的にはAコープさんの事例も出しましたけれども、非常に厳しいというのは重々承知しております。Aコープさんとかその事業者の販売者が行っても今度は車まで行けないという人も多いわけです。そうした時に、宅配をする形でのその取り組みと、そしてまた、皆さんが外に出る機会を作るためには、各地区の公民館等を販売車が来る時期には皆さんが集まって、いわゆる色んなサロンの部分も、車が来るときまで待っていらっしゃるりとかしてそういった空気もありますので、そういったことで宅配の分と移動販売はやっぱり分け

てするべきかなという部分も感じております。

当然もうこの時期になりますと、それぞれの市・町が公費での投入をしなければならぬという観点は、特にここに限らず、錦江町さん、肝付町さん、十分そういった議論も首長の会議等にも出ておりますので、こういった形で対応をしていけばいいか、それが業としてなし得るために最小限役所がどれだけすればいいかという部分については、やる方向で検討していきたいと思っております。且つ、またそういった事業者さんが出て来ないといけませんので、被らない中での事業者が運営ができるような調整もまた町としてもしていくべきかなということで、町内全ての方々にそういった買い物に対する不便がないようなそういった支援としては、出来ることをやっていきたいというふうに思います。

6番（上之園健三君）

実を申しますと、この移動販売の計画につきましては、先ほど郡地区の商店が閉まるという話をしましたけれども、それを受けて、地域の住民の買い物は何とかして守らんないかんという気概から、町内の民間業者がこの移動販売を始めようと計画をされているところがございます。

許認可の問題も色々ございますけれども、やはり、車両の購入や資機材の準備に購入で、初期経費含めて運営経費も含めて、かなりの資金が必要なんですけれども、そうした財源をどうしようかと悩んでおられますが、私も商工会かれこれ、あちこち、あらゆる所を事業を探してみましたけれども、直接該当するようなものが見当たりませんでした。ございませんでした。そういう状況の中でどうしたものかということを考えてるんですけれども、ただ、支援していただくだけでは問題もありますので、行政として何故していかなければならないのかということも自分なりに考えてみました。

ちょっと少し目先を変えますけれども、時代を振り返りますと、郵政の民営化や国鉄の第三セクターによる運営など主要産業において官から民へという流れの時代がございました。

この買い物弱者問題につきましては、これまで民間事業者がこの生産活動として行ってきたわけですけれども、これまで縷々申し上げてきましたとおり、過疎の進展と共に採算性の取れない状況に立ち向かっていかなければならないという状況と併せて、先ほど紹介しました中で新潟県のかほ市の話をしたけれども、その中で福祉商業という言葉がございましたけれども、地域の高齢者の安否確認や見守り活動などの日常的なこの生活を支援するための福祉的なサービスをも供給する役割を、複合的に実施できる方法として模索をすれば、移動販売でこの地域住民の衣・食・住というのを守る供給手段として、持続可能な制度にしていかなければならないということが考えられるわけでありまして、こうした事から、民間事業者のみでの継続は対応は限界があるというふうに見られているところでございまして、今後の流れとしては、民から官へという文脈が主流になってくるだろうというふうに考えているものであります。

この事につきましては、経済産業省と学識経験者等におきまして実証検討がなされた報告論文といたしまして、官民の役割分担に着目した移動販売の持続可能性の改善に関する考察というのが論文が公表されております。

この論文が私も全てであるとは申しませんが、報告の中では、資金調達、車両の選定・改造、所有、それから運営などについて、官と民の役割が明確に示

したものでございますので、もしよろしければ後もってご覧いただければというふうに思っております。

いずれにしても、この買い物弱者問題に真向から立ち向かおうという民間業者がおられるわけですので、行政としても組織育成はもとより、その運営に必要な初期経費であったり運営経費であったり、そしたら何らかの対策を持って支援、或いは関与しなければならないものと私はそういうふうに考えておりますので、今、町長の答弁にございましたとおり、何らかの方法を検討を模索していくということで私も受け取りましたので、やるという方向で受け止めましたので、次の質問は差し控えますけれども、前回も申しましたけれども、町長、私は町長がいつもおっしゃる「小さな町だからこそ出来ること」、この言葉が私気に入っております、この買い物弱者の問題もそのうちの一つであろうというふうに思います。本当に、町長あるいは行政側が本腰を入れなければこの問題は解決していかないだろうというふうに思いますので、少しでもこの利便性を上げるために考察をさせていただきたいというふうに思っております。

最後になりますけれども、先ほどの答弁の中で支援策を模索していくということでございましたので、この問題につきましても、既存の事業者も含めてその主体となる事業者側を支援していくということが問題の解決の糸口になるということと、日常の買い物に本当に困っておられる地域住民の方々の苦しい思いというものをご理解をいただきまして、どのような制度設計になるかはお任せすることになるかもしれませんが、1人でも多くの方々に喜んでもらえるような制度設計を期待して私の質問を終わりますが、最後にございますか。

町長（石畑博君）

今、移動販売をされてる方が、「もうこれは人口が減って先きやできんど。」とおっしゃる中で止めてしまうと、今度は当然鑑みないといけないわけですね。そうなった時には、やっぱり地域住民の福祉サービスの観点からは、今いらっしゃる事業者の方をずっと育てていくべきかと思えます。

これは移動販売に限らず、色んな水道にしても色んなのが出てきております。そういった中では、自動車の方が、「そいならやろうかい。」という部分のそういった事業者として後継者等もいらっしゃる方々でございますので、そういった方々に、「こういったことでは車両は提供します」と、「中の商売の運用はご自分ですよ。」という部分については色んな補助制度もたくさんありますので、そういった方々がそういった部分にご尽力、そして運用をしていただくならば、当然、町としてが車両の購入とかそこは見ていって、いわゆる貸与、無償貸与という形で住民サービスの低下にならない形では当然町がすべきですので、それはやっていきたいと思えます。

議長（松元勇治君）

次に、木佐貫徳和君の発言を許します。

[12番 木佐貫 徳和 君 登壇]

1 2 番（木佐貫徳和君）

おはようございます。

新型コロナウイルス感染症は、県内においては2,000人台まで減少傾向にありますが、町内でも毎日感染者が確認され、今朝の新聞では、これまで745人の方が感染されております。まだまだ心配されますが、引き続き、マスクの着用、手洗いの励行、三密の回避、不要不急の外出などに努めていただき、感染予防をしていただきたいと思います。国の色々な対策により、早い終息を願うのみであります。

さて、今回は供用開始された大泊海浜公園多目的交流施設について、利用されている町民の方々より色々な声を聞いております。

通告書のとおり、次の一般質問をいたします。

1番目、大泊海浜公園多目的広場交流施設について、完成後の利用状況と利用者からの要望はないか伺います。

2番目に、雨天時に暗くて利用しづらいとの声を聞くが、照明設備を設置する考えはないか伺います。

3番目、施設周りが砂利散布のため、強風のとき飛散しているので簡易舗装が出来ないか伺います。

以上で、壇上からの質問を終わります。

教育長（山崎洋一君）

木佐貫徳和議員の第1問第①項、大泊海浜公園多目的交流施設の完成後の利用状況と利用者からの要望等はないか伺うのご質問でございます。

令和3年8月の完成後の利用状況につきましては、令和3年9月から令和4年3月末までに、9件153名、令和4年4月から8月末までに、21件546名、合計30件699名の佐多地区の方々を中心に、ゲートボールやグラウンドゴルフ、遠足などに利用されている状況となっております。

また、利用者からの要望等につきましては、雨天時に利用された方々より、暗いため目印のゴールや、ボールが見えにくいなどのご意見をいただいているところであります。

1 2 番（木佐貫徳和君）

昨年10月供用開始をされているんですけども、有効に利用されてるというのも感じているんですけども、コロナ禍の中であるため色々な大会が出来ないということも言われました。

教育長も答弁されましたけども、曇天や雨の日に暗くて見えづらいというのを色々な人から聞きました。

そこで、私は雨の日に行ってみました。そうすると、真ん中に明かりとりが取ってあるんですね。真ん中が明るいですよ。ところが両脇が暗くてやっぱり見えませんでした。グラウンドゴルフは50m長いのであるんですけども、スタートを打ってですね、向こうの旗が見えないんですね。

それで、何でこのようなことを考えられなかったのと思うんですけど、そこで、プロポーザルで建築設計事務所が決定したと思うんですけど、基本設計を発注される時、その設計事務所とその照度、明るさ、これは指示をされたのかどうかというのをお分かりでしょうか。委員会のほうは、どうでしょうか。

教育長（山崎洋一君）

教育振興課長に答弁をさせます。

教育振興課長（浜田幸夫君）

基本設計に基づいた設計となっておりますので、基本設計では、照明は付けないという基本設計になっておりまして、適正な採光を確保するために天井中央部のトップライトの設置でということを検討いたしました。

1 2 番（木佐貫徳和君）

昼間だけの利用ということで、自然採光で考えてらっしゃると思うんですけども、天井部分に自然採光は取ってあるというのは十分理解できます。

そこで、私は町長に質問したいんですけど、このような建設をする時、やっぱり建築の専門の方が技術的アドバイスというのをしないと事務方だけでやっても設計事務所の言いなりになると思うんですね。

そこら辺は、庁舎内の建築担当を携わる、色んな事業に携わらせることは技術的アドバイスというのはいらないのでしょうか。お尋ねします。

町長（石畑博君）

今おっしゃるとおり、建築の技術者が退職をしましてから、あとがまだ今若年の若い24、5の方ですので、だから技術の観点からいうとそこまで育っていないのが現状であります。当然、今後もその建物に限らずに、例えば、学校の改修とか色んなのに出てくるのが予想されております。

そういった中では、やっぱり技術研鑽としての研修もさせて、やはりこの建物の建築そのものを、やっぱり教育委員会ですという部分が技術屋がない中でのやっぱりこういったこの電気の部分とか事業費の積み上げとかに影響が出ておりますので、今後、今建築技術の職員が2人おりますので、この2人若いんですけども、今後、色んな住宅とか学校施設の営繕が多く出てまいります。

そういったのも含めて、効率的な修繕・建築等が出来るようには、その意味の研修等はさせていって、今そういった今回の照明設備みたいに不具合がないような形の研修等も受けさせていきたいというふうに思います。

1 2 番（木佐貫徳和君）

専門的なアドバイスがあれば真ん中に自然採光で取ってあるわけですので、両脇に採光パネルを付ければ照明は私は必要なかったんじゃないかと思えます。

今さら出来ませんが、そういうのを研修を通じて、今後、その技術的アドバイスというのを、職員を育てていただきたいと思えます。

次、お願いします。

教育長（山崎洋一君）

木佐貫議員の第1問第②項、雨天時に暗くて使用しづらいとの声を聞くが、照明設備を設置する考えはないかとのご質問でございますが、令和3年12月会議で大坪満寿子議員からのご質問で答弁しましたとおり、建物の再建は原形復帰及び原機能の復旧を基本とするため、設計時点では自然採光での利用を前提としたこ

とから、照明設備は計画しませんでした。

しかしながら、完成後に特に雨天時の利用者から、暗くて見えにくいとのご意見も多く、また、照明設備設置の要望があり、今後も佐多岬マラソンをはじめとしたイベント等も多くなると見込まれるため、施設の有効活用の観点からも、照明設備設置の検討を進めてまいりたいと思っております。

12番（木佐貫徳和君）

自然採光で考えていたという教育長の答弁でありますので、それであったならば尚のこと基本設計のとき自然採光の工夫をすれば、先ほど申しましたように照明は私は必要なかったんだと思います。

そこで、今施設がもう完成してますので、照度の計算というより照度の計測ができるんです。

ですから、専門の照明の会社にお問い合わせされるか、建築設計書も出来るんですけども、照度の計測をされてどこにどのような照明を付ければ、真ん中は私は必要ないと思います。照明は明るいですから、雨の日も明るかったですので、どこにこの照明を付ければいいというのを検討していただきたいと思います。

それから、季節風で塩害を受けやすいので、照明器具については是非耐久性のあるステンレスの製品を使うとか、そのようなところを検討していただきたいと思いますが、答弁の中で照明設備の設置の検討をされてるということでもありますので、もうこれ以上は言ってもしょうがありませんので、昼までに終わりますので次お願いします。

議長（松元勇治君）

休憩します。

11:58

～

11:58

議長（松元勇治君）

再開します。

教育長（山崎洋一君）

木佐貫議員の第1問第③項、施設周りが砂利散布のため強風の時、飛散しているので簡易舗装はできないか伺うとのご質問でございますが、外部舗装につきましても設計時点では含んでいなかったため、除草作業等が発生している状況もあります。

今後、イベント等の開催に備え、利用しやすく、また、施設管理上からも、舗装などの検討を進めてまいります。

12番（木佐貫徳和君）

外部舗装は設計に含んでなかったということでもありますけども、砂利散布がその設計じゃなくて工事の時してあるんですね。この砂利散布、現場に行ってみたらもう砂利が吹き飛んで雑草でぼうぼうしてました。それより今コンクリートリ

サイクルのガラ製品がありますので、それを敷くと簡易舗装になるんですね。

だから、そういう時、やっぱり色々な事業で建設課の技術的アドバイスをもらっとけば次の無駄な金が要らないと私は思うんです。

町長、やっぱそういう技術的色々な事業で、技術的なアドバイスというのをもらうこのシステムというのは考えてもらえないでしょうか。

町長（石畑博君）

大泊のこの多目的施設については、木佐貫議員も当然技術の職員でいらっしゃいましたので重々承知されてると思うんですけど、建物に附帯する夜間に使用できる照明これがないという部分と、それから、当然・・・の建物にトイレがないという部分、そしてまた、今出ました外構の舗装については、これは当然基本的には完成としてはここまで含めたのが一般論としては完成じゃないかというふうに思っておりますので、この3つを全てとなるとかなりの事業費も要しますので、するのであれば、こういった部分の発想を今おっしゃいましたとおり技術職員の観点から、当然ここまでは必要だよという部分の発想にならないといけないと思いますので、この3つの照明・トイレ・舗装については、今後年次的な整備としては当然すべきじゃないかというふうに考えておりますが、いずれにしても今後において出てまいります神山小のプロポーザルとか、それから佐多中の改修等も出てまいりますので、これについては、最初から技術職員を関与させていくべきか、そもそも技術の出来上がるまでは建設課としての対応すべきなのかなという部分も含めて、事業がうまくスムーズに完成度の高い建物になるように出来るような形の職員の配置もして行って、併せて研修もさせていきたいというふうに思います。

1 1 番（木佐貫徳和君）

そこは是非取り組んでいただきたいと思いますが、先ほど言いましたように、照明にしても両脇に採光パネルを作れば照明はいらぬ、私は思います。

そこは最初からしていけば手戻り工事になってしまいますので、是非、そこら辺の連携していただいて、技術的アドバイスをもらうようお願いしまして、経費削減に努めていただきたいと思います。

以上で、私の質問は終わります。

議長（松元勇治君）

休憩します。

1 2 : 0 2

～

1 3 : 0 0

議長（松元勇治君）

休憩前に引き続き再開します。

次に、大坪満寿子さんの発言を許します。

[11番 大坪 満寿子 さん 登壇]

11番（大坪満寿子さん）

こんにちは。

今日は二十四節気の一つ白露です。秋分の日前の15日前で、この頃から秋の気配が深まるとされていますが、まだまだ厳しい残暑が続いています。

コロナ感染症との闘いもいまだ続いています。行動制限が解除され、南大隅町でも様々な応援事業が始まります。十分な感染対策を行いながら、町が活気づくことを期待し、通告しておりました2点について質問いたします。

まず、環境整備について、①項、キオビエダシヤクによるイヌマキへの被害について伺います。

町内をまわってみますと空き家はもちろん、人が住んでおられる家の庭でも、枯れたイヌマキや枯れかけたイヌマキを見かけます。行政からも、「イヌマキにキオビエダシヤクの幼虫の発生が見られますので、薬剤散布を行ってください。」と放送がありますが、被害が収まる気配はなく、成虫が飛び交っています。キオビエダシヤクによるイヌマキへの被害状況と、現在どのような駆除を行っておられるのか伺います。

②項、今から11月までは台風シーズンで、暴風雨による災害など心配される場所です。排水溝や側溝の詰まりなどは、路面の冠水や崩壊などの災害にもつながると考えます。排水溝、側溝に木くずや土砂などの詰まりや、そこから雑草や木が生えているところも見かけます。雨天時には、雨水や排水が排水溝や側溝を流れず、路面を川のように流れる時もありますが、排水溝や側溝が十分に機能していると考えておられるのか、また、災害が起こる前に対策をとるべきではと考えますが、どのような対策を考えておられるのか伺います。

③項、歩道の雑草対策について。縁石と路面の隙間に雑草が生い茂り、歩行者が通行しづらかったり、通行出来ない歩道がありますが、把握しておられるのか。

先日は、自転車で通学中の生徒が、車をよけようと脇に寄って、雑草で足を切ったとの話も聞きました。散歩やジョギングを楽しむ住民も多いですが、散歩を諦めたり、ジョギングコースを変更したと話される住民の方もおられます。住民が安心安全に通行できるよう対策はとれないか伺います。

最後に、動物愛護について。

昨年9月、ちょうど1年前の一般質問で、動物の愛護及び管理について質問させていただきました。9月議会会期中に、条例の一部改正をしていただき、犬、猫など、ペット全般を愛玩動物と改めるとしていただきましたが、未だに猫の問題を多く聞きます。もう少し深く勉強して、困っている住民のためになる対策を講じるべきではと考え再質問いたしました。猫の多頭飼育、野良猫の現状と、今後の対策、取り組みについて伺い、私の壇上からの質問を終わります。

[町長 石畑 博 君 登壇]

町長（石畑博君）

大坪満寿子議員の第1問、環境整備についての第①項、キオビエダシヤクによるイヌマキへの被害の発生状況を伺う、とのご質問でございます。イヌマキにつきましては、人家の生け垣や果樹園の防風垣として広く町内で植栽されておま

す。そのイヌマキに被害を及ぼすキオビエダシヤクの発生は毎年見られておりまして、今年もその発生が確認されています。

対策としては、キオビエダシヤクが幼虫の時期に殺虫剤の散布による駆除を呼びかけておりますが、卵～幼虫～成虫へ1年に3回～4回繰り返しますので、幼虫の発生時期を確認して、その都度、防災無線で呼びかけを行っているところでございます。

1 1 番（大坪満寿子さん）

空き家の方や、高齢者、女性などの方は、薬剤散布は困難ではとありますが、どのような方法で今行ってらっしゃるのかお伺いします。

町長（石畑博君）

現在の状況を担当課長に説明させます。

経済課長（新保哲郎君）

キオビエダシヤクの対応ということでございますが、そういった、薬剤散布を自らは出来ないという方からの問合せには、町内のシルバー人材センターや大隅森林組合佐多支所が、薬剤散布を受託していると、お伝えして実際にいただいているところでございまして、また、必要に応じて、防災無線を活用して、薬剤散布の呼びかけの際に、薬剤散布を受託する業者についてもお知らせした経緯がございます。

しかし、その空き家につきましては、今のところの対策についてはしていないところでございます。

1 1 番（大坪満寿子さん）

高齢者の方なんかはどこに相談して良いかもわからないと思います。

空き家にしてらっしゃる方も、イヌマキで、庭木が枯れていても、その駆除にも帰って来れないというようなものもありますが、シルバー人材センターや森林組合に依頼しているということでよろしいでしょうか。依頼は。

経済課長（新保哲郎君）

森林組合なりシルバー人材センターへの呼びかけにつきましては、そういった相談があった場合に、その個人の方の対応ということで、こちらとしては対応しているところでございます。

1 1 番（大坪満寿子さん）

今シルバー人材と森林組合というのは、相談があった方に限りということなんですが、放送が「キオビエダシヤクが発生しています、駆除を行ってください」という放送だけでは、どうして良いか、薬剤を買いに行く噴霧機がある人は噴霧機ですということを行っていらっしゃると思うんですけど、高齢者、ひとり暮らしの方、女性の方、噴霧機がない方ってというのは、どうして良いかもわからないし、どこに相談するかもわからないですので、その放送の中で、森林組合とか、シルバー人材センターで行ってますよっていう周知も必要かと思います。

キオビエダシヤクは年に数回発生し、葉が丸坊主になるまで食べ尽くすことが

あり、鹿児島県内においても被害が拡大していると報告されています。南大隅町でも被害に遭ったイヌマキなどが本当に多いです。

写真1、2をお願いします。(書画カメラ画像投映)

立派なイヌマキなんですが、キオビエダシヤクの駆除は一斉に行うことが効果的と言われていますが、今行っている駆除方法だと、個人での駆除になり、駆除日もばらばらで、一斉駆除は不可能なのではないでしょうか。また、年金生活の方など、駆除したくても、料金を心配して駆除が出来ない、駆除はしないという方もおられます。

そこで、南大隅町スマイル支え合い活動事業の中の、環境整備に当てはめて、各自治会単位での駆除は出来ないか伺います。

町長（石畑博君）

スマイル支え合い活動事業での対応は可能でありますので、担当課長に説明させます。

総務課長（熊之細等君）

自治会内の駆除につきましてはスマイル支え合い活動事業補助金の区分の中に環境事業がございます。活動1件当たりの上限額が3万円。年間での上限額が10万円となっておりますので、自治会活動として、自治会内を計画立てて、駆除に取り組んだ場合には、補助金の対象になるというふうに考えております。

11番（大坪満寿子さん）

町内一斉に、駆除日を設けて、駆除を行えば、キオビエダシヤクを壊滅に追い込むことができると考えます。空き家をお持ちの方も、ひとり暮らしで、駆除が難しいと思っておられる方も喜ばれると思います。

南大隅町は移住定住にも力を入れていますが、立派な空き家でも、庭木が枯れていけば、移住定住の妨げにもなると考えます。

美しい景観を守るためにも、また、何十年という年月をかけて育ってきたイヌマキを守るためにも、自助、公助、共助を育むためにも、南大隅町スマイル支え合い活動事業を活用した、町内一斉駆除日をぜひ検討していただきたいです。

次の質問をお願いします。

[町長 石畑 博 君 登壇]

町長（石畑博君）

次に、大坪議員の第1問第②項、排水溝、側溝に木くずや土砂など詰まりを多く見かけるが把握されているか伺う。及び、第③項、歩道の雑草対策について伺う。とのご質問でございますが、関連がございますので、一括してお答えいたします。

まず排水溝、側溝の詰まりを把握しているか、でございますが、側溝等の状況は日に日に変化いたします。常に全体を把握するのは厳しい状況であります。

現状としては、シルバー人材センターへの作業委託のほか、職員が町内を巡回する中で気づいた箇所、連絡をいただいた箇所を対応しているところでございます。

歩道の雑草につきましては、シルバー人材センターに委託し、年間計画により対応しているほか、側溝等と同様に、連絡をいただいた箇所につきましては、職員が現地確認し、必要な対策を講じているところでございます。

1 1 番（大坪満寿子さん）

まず、排水溝や側溝のことでお伺いしたいんですが、どのように確認をされるのか現状を詳しく教えていただきたいです。

町長（石畑博君）

担当課長に説明させます。

建設課長（中之浦伸一君）

はい、把握の方法ですけれども、先ほど町長答弁でありましたとおり、側溝の詰まりの状況は日々違います。極端な話、一雨ごとに、条件も変わってくるという状況で、全体の把握が難しいということでございます。

現状といたしましてはシルバー人材センターに委託をしている分で、梅雨時期の前、それから年度末には、計画的に側溝の土砂上げ等を実施いただいております。

それから職員が町内の各現場に行くその経過の中で、普段と違う水の流れるとか、側溝が詰まって路面を流れていたりとか、普段流れている箇所に逆に流れていないとか、そういう普段と違うところを気づきました場合には、また、現地を確認をして対応しております。それから、連絡をいただいた箇所についても、現場を確認し、対応をしているところです。連絡をしていただくのが自治会長さんであったりとか、周辺に住んでいらっしゃる方が建設課の方に電話をくださいます、それに対応しているというところが現状でございます。

1 1 番（大坪満寿子さん）

写真3をお願いします。（書画カメラ画像投映）

これは役場の近くなんですが、側溝に雑草が生えている写真で、雨天時には雨水や排水が排水溝や側溝を流れず路面を川のように流れているときもあります。

これから台風シーズンです。木くずや土砂の取り除きを行わなければ、二次災害にもつながる恐れがあると考えますが、土砂などの取り除きは、やはりシルバー人材センターというふうに考えてよろしいのでしょうか、お伺いします。

建設課長（中之浦伸一君）

シルバー人材センターに当然やっただいている部分もございますし、場合によっては土木の事業所のほうに連絡をして、作業のお願いをする場合もございます。

1 1 番（大坪満寿子さん）

災害や事故が起こる前に、これからも町内でできることは速やかに対処してください。次に歩道の雑草対策について伺います。

写真4をお願いします。（書画カメラ画像投映）

このように歩道に雑草が生い茂り、歩行者が通行出来ない歩道もありますが把

握しておられるのか伺います。

町長（石畑博君）

今お示しのところは、これは原地区だと思うんですけど、ここは所管が国道になりますので、鹿児島県になります。今、今市から大浜洞門の前までは町が受託をしておりますのでそこまではしますが、洞門から先については、県が委託をしている業者がしますけれども、ここについてもまだ満足いくことにはならないんですけれども、委託の方法、管理、中身について、建設課長に答弁させます。

建設課長（中之浦伸一君）

今町長からありましたとおり、今市の錦江町との町境から、道の駅の先の洞門までは、町が県のほうから委託を受けてますので、シルバー人材センターのほうに作業をお願いしております。今、お示しいただいた写真ですけれども、これは洞門の先の原地区で、県が直接管理をされてまして、県のほうが事業所に委託、事業所と県が委託契約をする中で管理をしている路線になります。で、こういう状況は我々も気づきまして、そういう場合には写真等を県のほうに送ってこういう状況なので対策をお願いしますというふうな、連絡をして県のほうから、業者のほうに、緊急というか臨時のその計画以外の作業として、伐採をお願いするという、全体の簡単な流れとしてはそうなります。

1 1 番（大坪満寿子さん）

このような町道も県道も、国道も多いですので、県への情報提供や要望はどしどししていただきたいと思います。

写真5をお願いします。（書画カメラ画像投映）

この写真は、町道下之角線です。雄川橋から馬場川までの雄川の堤防は町道下之角線として認定してあると思いますが、通学路でもあり、車の交通量も多く、危険な道路です。今回この町道で車をよけようとした自転車の生徒がバランスを崩し、雑草で足を切ってしまったそうです。ガードレールもありませんので、雄川に落ちなくて良かったですが、この町道の除草は年何回行っておられるのか伺います。

建設課長（中之浦伸一君）

現地を確認をして対応したいと思いますが、議員おっしゃるとおり、町道下之角線でございますので、あとは2級河川の雄川の護岸という部分もありますので、ちょっと県との確認、協議をしまして対応したいというふうに考えます。

1 1 番（大坪満寿子さん）

この町道は通学路でもあり、車の交通量も多く、また、斎場も有り斎場への出入りも多いです。散歩をする住民の方も多く見かけます。危険度を減らすために、県のほうに要望もなんですけど、除草回数を増やせないかっていうか、いつもきれいにすることは出来ないのか、伺います。

建設課長（中之浦伸一君）

ありがたいご意見ありがとうございます。ただ、全体として、限られた予算の

範囲内でシルバーに委託をしたり、他の業者さんをお願いをするという部分もありますので、全体的には大体年に2回3回4回ぐらいですかね、一つの路線の伐採をするのは。その中で、やはり今ぐらいまでの、5月から今ぐらいまでの時期はもう草が成長も早いですので、なかなか追いついていけないという状況はあるところがございます。

なるべく管理をしながら、定期的に確認をしながら、通行に支障のないようには努めていきたいというふうには考えております。

1 1 番（大坪満寿子さん）

この路線は、自治会の奉仕作業もしてらっしゃると思います。

新学期が始まりました。下之角線だけに限らず、児童生徒が安心安全に通学できるよう、通学路を優先して点検除草していただくよう要望します。私も草払いは好きではないんですが、生えるので、こばれをするのでよく分かるのですが、今の時期は冬場と違い草を払ってもすぐ伸びてきて、管理も大変かと思いますが、排水溝、側溝と同様、住民が安心安全に通行できるよう引き続き適正な管理に努めていただきたいです。

次の質問をお願いします。

[町長 石畑 博 君 登壇]

町長（石畑博君）

次に大坪議員の第2問、動物の愛護及び管理についての第①項、多頭飼育野良猫の現状を伺う、とのご質問でございますが、野良猫の現状といたしまして、年間十数件ほどの相談が寄せられております。その多くは、野良猫の餌やりによる近隣住宅敷地への進入等の迷惑行為や糞尿の被害によるものでございます。

1 1 番（大坪満寿子さん）

その相談を受けられた場合はどのように活動されておられるのかお伺いします。

町長（石畑博君）

担当課長に説明させます。

町民保健課長（上大川秋広君）

相談が来てからどのように活動されたかということでございますけれども、まず、本町におきましては、ポイ捨て禁止条例で、野良猫や、みだりに餌をやるなことを定めまして、環境美化指導員によります巡回パトロール等を行い、また、みだりな餌やり等の情報があれば、すぐ職員がそこに赴きまして、飼い方や、不妊去勢などの適正使用などについての指導を行っております。また、町のホームページや広報紙等で、適正使用についても周知を図っているところでございます。

1 1 番（大坪満寿子さん）

出向いて指導をした事例はあられるのか。不妊去勢を指導するという発言だったんですが、何件、指導で不妊手術、去勢手術をされたかお伺いします。

町民保健課長（上大川秋広君）

現地での指導の件数については、随時行っておりますので件数は把握しておりませんが、不妊等の去勢等の指導につきましては、令和3年度の不妊去勢の指導件数は14件でございます。そしてその実績でございますが、不妊去勢の手術の昨年度の実績は、指導が1戸で1件で、2匹の手術を行っているところでございます。

1 1 番（大坪満寿子さん）

苦情を受けてる割には、避妊、去勢の手術が少ないかなと思うんですが、昨年の一般質問で、不妊去勢手術の助成は出来ないか町長に質問いたしました。町長の答弁は、不妊去勢手術は、自己責任でとの答弁をいただきましたが、果たしてそれでいいのか。猫で困ってらっしゃる住民の方が多く、いまだに苦情や相談が多いです。飼っている人も、飼っていない周りの人も、皆さんが困っている問題だと考えますが、やはり不妊去勢手術は、自己責任でとお考えでしょうか伺います。

町長（石畑博君）

愛玩としてのやっぱり、猫、犬等については、やはりそれはご自身がされるべきであると考えます。

ただ、野良猫等については餌をやる側の方の指導していかないと、それがなかなか行き届いていないというのが現状であります。そういった中では地域自治会等へも放送文等も流して、それから防災無線等の放送もしますけれども、そういった方々の意識がやっぱり変わっていかないといけないという部分で考えているところです。また今おっしゃられた不妊手術に対する分については制度もございませんので、担当課長に答弁させます。

町民保健課長（上大川秋広君）

本町では不妊等につきましては、日本動物愛護協会の不妊去勢等の助成事業を、町民の方にはご案内してるところでございます。

1 1 番（大坪満寿子さん）

猫の出産回数を調べてみました。猫の妊娠期間は63日前後で、1回の出産で、3匹から8匹産みます。例えば1匹の猫が1回の出産で、雄3匹雌3匹産み、年4回出産すると、その子供、孫も出産することから、計算上1匹の雌猫から1年間で240匹の猫が家族として産まれることになるそうです。猫は繁殖力の強い動物です。本当に困ってらっしゃる人が多くて、お年寄りの方が一生懸命屋敷にくわで、腰を曲げながら傷めながら、畝をつくって、種をまいたと、そしたらもう野良猫が来て、野良猫じゃないんですね、飼ってらっしゃるんですけど、飼い猫じゃないうちの猫じゃないという方がいらっしゃいます。穴を掘って、うんちをしている。きれいにお花を植えてたらその、花壇の上におしっこをして、きれいに枯れるっていうような状態で、注意をしたくても、人間関係が崩れるから、注意は出来ない、どうしたもんかっていうような、ご相談を本当に多くいただきます。

去勢をしてもすぐに効果があらわれるとは思いませんが、今回、錦江町の予算

書に不妊と去勢の予算が出てたもんですから、ちょっとお伺いしに行きました。

そしたら、猫の不妊去勢手術助成の事業を出されたんです。これは1年で120万なんですけど、120万で減るもんですかっていうふうにお伺いしたら、減るもんじゃないから錦江町は猫の多頭飼育や野良猫が問題化していて、今回、錦江町これを出されたんですけど、「猫の繁殖を抑制し、一代限りの命を全うしてもらうようにする事業で5年計画」でされるそうです。錦江町が出来て、うちが出来ないはずはないというふうに思って、今回再質問させていただきました。町長、南大隅町でも、本当に困っていらっしゃる人がいらっしゃるんですが、この事業は、導入されるつもりはないかお伺いします。

町長（石畑博君）

錦江町の事例はお聞きしました。町費でそれをするのも、大事なことだと思うんですけど、今、動物愛護協会の不妊手術助成の活用があるんですけども、これはまだ活用がされてないのがあるんですけども、雄猫に5千円、雌猫に1万円、これは申請については、個人または団体等が行って、申請書類を添えてですね、動物愛護協会に申請をするということで、補助事業もありますのでまずはこちらを活用される方法をお勧めしたいというふうに思っております。

11番（大坪満寿子さん）

それを、本当に困ってらっしゃる方に、こういう事業があるよっていうの知らしめていただきたいです。

誰1人取りこぼさない、本当に助けていただきたい、困ってらっしゃる方は、飼ってらっしゃる人もなんですけど、飼ってない本当に迷惑がかかっている住民というのは本当にいらっしゃいます。

あたしもよく相談に行きます。町民保健課に、放送していただきたいとかっていうふうに言っても、放送内容が多くてですね、なかなか、猫だけにかまっていられないというようなのも、本当に事情は察しますけれども、困ってらっしゃる方が大勢いらっしゃいますので、どうか前向きに検討していただきたいと思います。

次をお願いします。

[町長 石畑 博 君 登壇]

町長（石畑博君）

大坪議員の、第2問第②項、今後の対策、取り組みについて伺う、とのご質問でございますが、対策・取り組みといたしましては、みだりに餌やり行為禁止、不妊去勢等の町における現地指導、また鹿屋保健所と連携した指導を行っております。

令和4年6月に委嘱しました、環境美化指導員の活動において、野良猫へのみだりな餌やり行為のパトロールにも取り組んでいるところでございます。

11番（大坪満寿子さん）

南大隅町でも、今、みんなで何かしていかないと猫の問題は解決しないのではないのでしょうか。

今やらないと、数年後にはもつともつと困る住民と、かわいそうな猫がふえま
す。不幸な飼い主や不幸な猫を増やさないため、また、猫で困っておられる住民
のためにも、愛玩動物に条例制定された猫が有害動物だと言われないうちにも、
ぜひ、猫の不妊去勢手術助成に、前向きに検討していただくよう町民への啓発も
どうかよろしく願いして、一般質問を終わりたいと思います。

議長（松元勇治君）

次に、森田重義君の発言を許します。

[2 番 森田 重義 君 登壇]

2 番（森田重義君）

本日最後の一般質問をさせていただきます。森田です。

今朝ほど、また、台風 12 号が発生いたしまして、今回私がご質問させていただ
く内容につきましては、昨年 9 月に、危機管理体制ということで、お尋ねした、
昨年度は危機意識、今後起こりうることはこういうことじゃなかろうかというこ
とで昨年 9 月にご質問させていただいた中で、今回、コロナ蔓延、拡大、あと消
防団員の体制につきましても、昨年危惧しておりましたことが多々発生しており
ましたので、本日質問させていただきます 2 問 7 項の質問をさせていただきます。

第 1 問、新型コロナウイルス感染拡大の対策について。

①項 濃厚接触者特定を県はしない方針だが、本町は方針に準ずるのか。先日、
厚生労働省のほうからまた新たな体制も出ておりましたが、そちらも踏まえて、
町長のほうにご答弁いただきたいと思います。

②項 それに伴う情報提供は、町民に正確になされているかをお伺いいたしま
す。

③項 昨年は、自宅療養は鹿児島県はしないということでしたが、今現在は自
宅療養者を発生しております。

③項につきましては、自宅療養者の支援、こちらについて支援はなされている
のかをお伺いしたいと思います。

第 2 問 消防団の今後の体制・装備拡充についてお尋ねいたします。

①項 団員確保の取り組みはなされているかをお伺いします。

②項 消防団の柔軟な体制づくりについてお伺いいたします。

こちらにつきましては、消防団、①項に続いての内容になるかと思うんですけ
ども、団員がどんどん減ってきている中と、昨年も申し上げましたが、勤めの団
員が増えてございます。

平日日中、町内にいない団員が増えているんですけれども、そちらの消防団間の
体制についてお伺いしたいと思います。

③項 分団内での機能分けのお考えはないかお伺いいたします。こちらは、併
続いたしまして、火災の時と、災害時、これについての消防団の在り方というも
のと、柔軟な体制がとれるかの、お考えをお伺いしたいと思います。

④項 装備拡充、通信機器導入のお考えはないか、お伺いいたします。

以上、2 問 7 項の質問を壇上からの質問とさせていただきます。

町長（石畑博君）

森田重義議員の第1問、新型コロナウイルス感染拡大対策についての第①項、濃厚接触者特定を県はしない方針だが、本町も方針に準ずるのか伺うとのご質問でございます。

濃厚接触者を含む新型コロナウイルス感染症対策につきましては、国が主導し、新型インフルエンザ等対策特別措置法など関係法に基づき、都道府県が実施するものとされております。2019年に新型コロナウイルスが確認されて以来、3年以上経過いたしますが、国においても変異株等の影響もあり、感染症対策、コロナワクチンの接種対策などの施策が錯綜しております。

本町の方針としまして、今後も、国の感染対策に関する施策を注視しつつ、これらの法律に則り、国及び県の指導のもと、感染防止対策などに万全を期したいと考えております。

2番（森田重義君）

先ほど壇上からも申し上げたとおり、昨日、厚生労働省のほうから、今後のコロナの感染者についての発表がございましたが、自宅療養期間の短縮がまず挙げてございました。

10日間から7日間への見直し、無症状者につきましては、7日から5日へということ。

本日の新聞にも載ってございましたけども、外出制限の今度は緩和、こちらはマスクの着用などの条件を満たしているもの、短時間の食料品の買い出し等の緩和ということ、今日も新聞のほうに載ってございましたが、これにつきましてはやはり公共機関の交通機関こちらの利用はしないという条件下ということで、本町もその内容で、よろしいか、再度お尋ねいたします。

町長（石畑博君）

国の流れがまだ定まらない中での形でございます。感染者数の発表とか、そしてまた、濃厚接触者の特定等について、まだ実際の方向的には定まってない中がございますが、そのほかの関連した分につきましては担当課長に説明させます。

町民保健課長（上大川秋広君）

ただいまのご質問でございますけれども、現在、国県の指導に則りまして、本町としては対応していくという計画でございます。

2番（森田重義君）

昨年も感染拡大の前にご質問させてもらった中でも申し上げたかもしれないんですけども、私もこの新型コロナウイルスにつきましてはもう、ワクチン接種だけでなく、やはり特効薬、薬が出来ないことには、これをいかに抑え込むということは出来ないかと重々承知しております。

国のほうと県のほうも、各都道府県の知事も、今、いろんな方面で模索されているのも、その状況下でのことかと認識しているんですけども、今後、また、今、新型コロナウイルスが2類分類となっておりますが、5類になる前までのこの期

間の間、本町がどのような情報提供をされるかを、②項目のほうに移りたいと思いますのでよろしくお願いします。

[町長 石畑 博 君 登壇]

町長（石畑博君）

森田議員の第1問第②項、情報提供は、町民に正確になされているのか伺うとのご質問でございます。

新型コロナウイルス感染症に関する情報、特に新規感染者の情報につきましては、管轄の保健所において取りまとめられており、限られた情報のみ、各市町村に提供がなされているのが現状であります。

町民への新規感染者に関する情報提供につきましては、誹謗中傷やいじめ等につながる恐れもあることから、防災行政無線による周知は行っておりませんが、県からの情報提供ということで、ホームページ上では、年代、性別などを掲載いたしております。

また、県知事による緊急メッセージや各種宣言が発せられた場合、町独自の感染予防周知や、コロナワクチンの接種に関する情報等は、防災行政無線を通じて、随時町民の皆様へお知らせしているところでございます。

2番（森田重義君）

昨年と引き続きだったんですけども、一応今、情報の入ってくる場所は保健所ということで、認識でよろしかったでしょうか。

今現在、①項目のものでんですけども、本町が、県の方針に準じてということの発信元というものも、防災無線と町報という形ではあるかと思うんですけども、実際町民の方々も先ほどからの、各議員の方々も質問の中でも、後藤議員のほうからも、自治体DXの件でもお話があったかと思うんですけども、なかなか周知のいただかないところもあろうかと思うんですけども、本町でも、先ほどLINEを、町のアプリ、830名の登録者数があるということで、そちらの活用とかは考えていないのかお尋ねいたします。

町長（石畑博君）

住民への方法については、まずは防災無線が幅広くいきますので、それでその形が基本だと思っております。

LINEアプリの活用については、もう当然今の時代に必要かと思っております。

いろんな形のLINE等のアプリもございますので担当課長のほうに説明させます。

町民保健課長（上大川秋広君）

防災無線以外の周知方法といたしまして、現在ホームページ上に、新型コロナウイルスの感染症に関する情報といたしまして、相談窓口や感染対策などを掲載しております。

また、LINEによる周知、これにつきましても、掲載しているところでございます。

その他、防災無線の放送内容につきましては、民放テレビのデータ放送内でも掲載させていただいております。

2番（森田重義君）

今現在、スマートフォンを必需品として使われておりますので、今LINE上でというお話もありましたが、これコロナの情報発信元だけでなく今後は自治体の回覧版という使い方もこれは兵庫県のほうで事象でございますので、今後の活用といたしましてはやはり、そういうものがどんどん生かされるということで、町長のほうもおっしゃっておりましたので、それについての課題は今度は高齢者等が、まずスマホを持ってらっしゃるのか。んで、それを持ったときの今度は使い方とかっていう、何か今そういうお考え等は持っていらっしゃいますでしょうか。

町長（石畑博君）

ここ最近でいろんなデジタル技術も進んでるんですけど、光回線が全部配信されてますけど、パソコン等も、まだそれなりにもう設置もされてない方も多い中で、新たに今議員がおっしゃるようなそういった部分として私の認識の中では今のところありませんけれども、それは当然今後、皆さんが使いやすい、また住みやすい町とそういった情報の提供には、良い形での提供できるスタイル、情報メディアを使いながらしていけないといけないというふうに私は考えております。

担当課長のほうからそこなれば。

議長（松元勇治君）

よろしいですか。コロナ感染対策についての情報提供ですよ。

2番（森田重義君）

失礼いたしました。

一応、今後はそういうものが活用される、当初に言いましたけども危機意識というもので今後、そういうものが必要になるということで御理解いただければと思っております。

感染対策についての情報発信元のもう一つなんですけども、今現在ワクチンの接種の周知、お願いの情報発信、この中でも、いまだに、インフルエンザの予防接種と新型コロナウイルスのワクチン接種の違いを、まだご理解いただけてない町民の方もいらっしゃるんですけども、そういうものについてのご理解いただくような説明の情報発信とかっていうのはなされているのか、今後されるご予定があるのかお伺いいたします。

町民保健課長（上大川秋広君）

はい、今の、ご質問でございますけれども、新型コロナのワクチンの接種と、インフルエンザの季節性のワクチンのことだと思いますけれども、そこらへんつきましては、ちょうど今からはまた10月11月になってまいりましてワクチン接種が始まりますので、誤解のないような放送、また今回5回目のワクチン接種の予算も計上、補正をお願いしてるところでございますので、今までが、したかちょっとわかりませんが、今後そこらが、町民の方に誤解がないような広報の

仕方を考えていきたいというふうに考えております。

2番（森田重義君）

今後は、高齢者の方々については、もう4回目、5回目という接種にはなっていないかと思うんですけども、今後はまた子供たちの接種というものも見込まれるので、そういう、やはり、ワクチンの今現在県国が方針の中で取り組むということでしたら、必要性のやはり皆さんが安心してワクチン接種に取り組める方法とか、そういうものの広報周知をお願いしたいと思っております。

じゃ、次をお願いします。

[町長 石畑 博 君 登壇]

町長（石畑博君）

森田議員の第1問第③項、自宅療養者支援はなされているのか、伺うところの質問でございます。

現在、本町においては、自宅待機者等の外出による感染拡大防止策とあわせて、日常生活に支障を及ぼすことがないように、買い物宅配支援や定期薬の受け取りなどを行います「自宅待機者支援事業」を令和3年10月から実施しております。

また、県からも生活支援として、支援を希望する自宅待機者に対しまして、食料品及び衛生用品等が無償で提供されているところでございます。

2番（森田重義君）

今、自宅待機者、療養者の支援ということで、買い物宅配の支援をなさっていたらということ、最初に戻りますけども、感染者の報告というのは、保健所からということ、再度、改めてなんですけども、これ保健所のほうにお願いしての自宅療養者への周知願いとということではされていると認識してよろしいのでしょうか。

町民保健課長（上大川秋広君）

はい、感染者によります自宅支援事業の流れにつきましては、保健所が感染者への電話による聞き取り調査の際に、この事業の案内をいただき、支援が必要であれば、町民保健課へ連絡いただくようになっております。

支援を必要とする方から、町民保健課が連絡を受けましたら、委託業者のほうにその旨を伝えまして、必要な物資などについてもこちらから伝えていくということで、買い物物資と別にあと町のほうから、水と消毒液を配布させております。

2番（森田重義君）

一応、保健所のほうに感染者のほう、自宅療養者の方には、お伝えいただいて、その方が町のほうにお問い合わせということでもよかったですね。

その中で今のこの国県が政策等が、方向が変わったというのが、保健所が、やはり逼迫したという現状があるかと思えます。

今、保健所のほうに言うていただくようになってというのが、なかなか周知されていなくて、自宅待機療養者の方々が、そういうことを、やっぱり聞いてないとい

う事案をお聞きしております。

これは改めてちょっと、町のほうからも、また、保健所のほうとも連携をとりながらご指導いただければと願っておりますので、そちらについても町長ご回答よろしいでしょうか。

町長（石畑博君）

コロナの感染の関係で、もう報道等でもありますように、医師の業務負担、そしてまた保健所もその対応の職員も不足であるということの流れで今、ワクチン接種がもう、4回目まで来ておりますので、そういった中では重大な重篤な部分になる部分は抑えられているわけでございます。

そういった中でも、やはり、この判断というのは保健所しか出来ませんので、やはり保健所の指示を仰ぐことが前提でございますので、引き続き保健所の所管はもう県国でございますので、その中での対応を町にお示しいただくこととなりますので、協力できる部分については協力をしていきたいというふうに考えております。

2番（森田重義君）

周知につきましては、そのように引き続きお願いしたいかと思えます。

改めて自宅待機療養者の支援についての、ご質問なんですけども、今現在国土交通省のほうで、宅配ボックス、先ほど買い物支援の宅配を業者に委託しているということだったんですけども、お聞きしたところ、やはり玄関口に持って行って、お電話かけてから、ちょっと離れてから、その方がお取りになるまでを待ってらっしゃるといこともお聞きしてたんですけども、個人情報保護法等の観点からも、今から取り組むというのは、明らかにその感染者の方のためっていうような感じにも受けかねないということは重々承知なんですけども、昨年、9月にご提言させてもらったときに、1番の始まりじゃなかったかと私は思っているんですけども、今後、こちらの宅配ボックスは、先ほど、上之園議員からも、買い物困窮者の方々がいらっしゃるということもお受けしてるんですけども、すいません、ちょっと逸脱するかもしれないんですけども、そういう事業をお考えはあるのかお教えいただけますか。

町長（石畑博君）

それは、その全体のお年寄りとかそういった方に対しての全体のということですか。

議長（松元勇治君）

町長、コロナの。

2番（森田重義君）

コロナですね。私の質問はコロナの自宅療養者の方になりますので。

町長（石畑博君）

はい。手法としては、その一定期間ですので、その手法も一つあるかと思えますけれども、そのボックスを置くこと自体がいいがですよ、やる場所とか、風の

関係とかもちょっとありますので、町民保健課で答えありますか。
担当課に説明させます。

町民保健課長（上大川秋広君）

現在、支援物資の置き方ですけども、玄関口まで着く前に電話をされて、そこで荷物を安全な場所に置いて、そして、受け取られるのを待ってから見てから、安否確認もしながらということでございますので、国交省の事業まで導入してすることになった場合にはちょっと検討が必要かなというふうに考えております。

2番（森田重義君）

今、買い物支援につきましては、先ほど私も申し上げましたけれども、個人のプライバシー等も考えると、今から導入するには非常に、デメリットな部分も出てこようかと思うんですけども、今課長のほうからも、安否確認というものも踏まえて、今後どういうふうに取り組まないといけないのか、再度、本当、安全、危機意識を、再度持っていてまだまだ予断を許さない新型コロナウイルスですので、それに対して、取り組んでいただければと思っております。では続きをお願いします。

議長（松元勇治君）

休憩します。

1 3 : 5 8
~
1 4 : 0 5

議長（松元勇治君）

休憩前に引き続き再開します。

[町長 石畑 博 君 登壇]

町長（石畑博君）

第2問「消防団の今後の体制・装備拡充について」の第①項、団員確保の取り組みはなされているのか伺うとのご質問でございますが、消防団員数は全国的に減少傾向にあり、本町におきましても、300人の定数に対し、4月1日現在、215人となっているところでございます。

団員の確保につきましては、地域住民の安全・安心を守る団員数の減少は、地域防災力の低下につながることから、消防団幹部会において年間を通して、団員勧誘をお願いしているところでございます。

各分団においては、若い人材の確保はなかなか難しい状況であり、近年では、地域おこし協力隊や新規就農者の入団等もあり、各分団の幹部におかれましては、団員確保に御尽力いただいているところでございます。

2番（森田重義君）

今、町長がおっしゃったとおり、なかなか若い団員が、我々も、確保出来ないというのは、重々理解しております。

今現在、団員でいらっしゃる方、先ほども申し上げましたけども務めで管内にいらっしゃらない方が多数いるんですけども、300名の定数のうちの今、215名ということで、お知らせいただきましたが、この中の大半が、自分の持ち場の管内にいない状況が発生していると思うんですけども、団員の募集の取り組みの一環の中で、その事業所の方に相談と周知、そういうものの協力をお願い等はお考えでいらっしゃらないでしょうか。

町長（石畑博君）

総務課長に答弁させます。

総務課長（熊之細等君）

団員の、企業等への相談ということでございますが、現在、建設業を初め消防団員、消防団への協力はいただいているところでございます。

業務の関係で緊急時に対処出来ない仕事の関係もあろうかと考えております。

町内の企業への協力依頼については、今後、消防団の幹部会等におきましても、協議検討していきたいというふうに思っております。

2番（森田重義君）

はい、ぜひお願いいたします。

実際、入団している団員も、やはり、会社のほうに気を使ってなかなか出れないという実情もございますので、我々、すいません今は議員としてのここに立たせていただいておりますが、神山分団の副分団長という立場では、企業にもお願いしたいのはやまやまだったんですけども、まずは行政のほうからお声掛けいただければ、団のほうからもお声かけしやすくなると思いますので、そちらのほうは、重々よろしくお願いいたします。

今、総務課長のほうからお伝えいただいたとおり、建設業の方と、農協職員の方ってというのは、以前、企業協力という形で、入団いただいている経緯もございません。

そのほかの団員が多々増えてございますので、そちらもご理解の上、よろしくお願いいたします。

続きまして②項お願いします。

[町長 石畑 博 君 登壇]

町長（石畑博君）

森田議員の第2問第②項、消防団の柔軟な体制づくりについて伺うとのご問でございます。

本町では、消防団員が減少傾向にあり、平日、昼間の緊急時の際は、仕事の関係から町内に在中している団員が少なく、限られた団員数での対応となることから、第1次出場として「災害発生場所に最も近い分団とその次に近い分団」並びに役場消防隊に出動を指令しております。

このようなことから今後も、役場消防隊との連携が重要だと考えておりますので、消防署及び各分団のご指導をいただきながら、これまで同様、分団と連携し、地域の防災活動に努めてまいりたいと考えております。

2番（森田重義君）

今、第1次出動と、次に近い分団があるということで、おっしゃっていただいたんですけども、以前は、私も28年になりますかね入団してなりますが、当初は、根占地区、神山分団は、もうサイレンが鳴ったと同時に、もう何があるかと出てくれということで、出動しておりました。

昨今、ありがたいことなんですけども火災件数は減ってきております。

その中で我々の出動の条件というものが、なかなかはっきり今してありませんでした。

そこを明確にさせていただきたく、ご質問させていただいたんですけども、今申し上げたとおり、以前は中央分団と言われる神山、佐多地区におかれましては中央分団かと思えます。

佐多地区におきましても、中央分団と、郡分団が、馬籠分団ですね、そちらが、人数上の関係上、一緒になろうというお話も聞いております。

そちらのまたご説明と、今後の出動体制を改めてお聞かせいただきたいんですが。

（町長「全体の」という声）

全体の。

町長（石畑博君）

今、議員がおっしゃったとおり、神山分団については、全ての火災にこうして出ていただくことを非常に恐縮であったりしているところでございます。

しかしながら、この火災発生の有事の際は、やはりお願いしたいのが本当にこの気持ちでございます。

団員数が減っている中で、特に昼間の火災は地区であった場合はなかなか厳しいわけですけども、昼間は今のところ、何とかこの役場消防隊が詰めておりますので、佐多・根占それぞれにそこはカバー出来ているのかなというふうに思っているところであります。

その他の詳細につきましては、総務課長のほうで答弁させます。

総務課長（熊之細等君）

出動指令につきましては、今町長の答弁にあったように決めてはございます。

根占地区で言いますと、その他火災があった場合には、以前は役場消防隊のみを出場させていたみたいですけども、今についてはその場所の分団も合わせて出場と。

その他、1次出場についても2分団ずつ、人家火災とかそういう形で1次出場、2次出場、最終的には全分団の3次出場というのが決めてはございますけれども、現状、団員数も減少している部分では、臨機応変に対応する、或いは状況に応じて出場させる、または幹部会の中で再度構築を見直すというのも必要ではないかなというふうに思っております。

2番（森田重義君）

先日、横別府のその他火災がございました。

ちょうど日曜日でしたかね、日曜日の日中だったんですけども。一応神山のほうも日曜日だったらいるかもという期待のもとで消防車庫に行きまして、今、出動要綱を我々もまだ把握はしておりませんでした。消防団員のほうもですね。

その他火災という一報が入ったときに滑川地区ということで、一応、消防車庫で待機は必ず取るように指示がなされてるようなのでそこで待機をしている中で、防災無線で「神山分団も出動」という放送が聞こえた中で慌てて出動をした経緯もございました。

コロナ禍でなかなか幹部会・消防団の訓練等も自粛せざるを得ない状況下が続いておりましたので、ここは改めて消防団の幹部等で、その分団の実情に合わせて出動ができるのか出来ないのかということも加味しながら、出動要綱を早急に作っていただければとは思っております。

次の③項がその分団の機能を分けの項目になりますので、では③項のほうにお願いいたします。

[町長 石畑 博 君 登壇]

町長（石畑博君）

森田議員の第2問第③項、分団内での機能分けの考えはないか伺うとのご質問でございますが、本町の消防分団は、根占地区5分団、佐多地区5分団で、日々、町民の生命・財産、安心・安全を守るため、地域防災力の向上に向け活動いただいております。

機能分けの活動につきましては、団員数が10名に満たない分団もありますが、可能な分団につきましては、分団の中で十分協議していただき、分団内での機能別活動をしていただくことは可能であると考えております。

2番（森田重義君）

今、町長のほうから分団内での機能分けも可能ということで、ご提案なんですけども、今現在例に挙げますと、神山分団が29名いる中で通常日中に出れるのが4・5名ということは昨年からお伝えしてたんですけども、先日の北之口のその他火災でもやはり4名、現地に来てくれたのが1名の5名で何とか対応をさせていただいたのと、再三言うように、日中、平日は役場消防隊そちらが主力になっていただくということが、今の町民の財産・生命を守る基盤になってこようかと思っております。

今私がこちらの中でご質問させている提言の中は、その分団の中でも先ほどから言いますとおり、平日・日中いない分団員が、「どうしても自分は消防団になかなか参加できないから辞めたいです。」というお話がどんどん出てきます。

今朝、台風12号も発生という中で、我々の消防団の務めというのは、消火活動だけではなく、こういう災害等での尽力いただく団でもあるということを神山分団のほうにはなりますけども通達しております。

区分け的には、A班・B班・C班・D班という車両分けも踏まえた中で、操法訓練をされている団員2班が火災には必ず主力となって動いてくれるようにという意識づけをしております。

次の団員の方々には、災害時、避難所開設時、今回、今の状況下では、コロナ禍でどうしても役場の職員の方々だけでは、避難所の開設等のご誘導等が手不足かと思ひ、前回の台風の時にも事前に台風発生時に、それこそ我々は消防の連絡LINEと火災発生LINEというものを使っております。

そちらのほうで消防連絡LINEのほうに、台風が見えてきたのでいついつぐらい避難所待機ができる者ということで、多数決アプリみたいな機能もございますので、「自分は出席出来ます」、「出来ません」というような回答も担っております。

その中での回答で、前回も総務課長のほうにもお伝えしたかと思うんですけども、前々回の台風の時には10名ほどが待機で出来ますという回答をいただいておりますので、そのような機能分けということを神山のほうではさせていただいてるんですけども、先ほど町長のほうからも10名に満たない分団員もあるというのは重々認識してるんですけども、そこを補う中にも機能分けというものを今後考えていければと思っているご提言と、もう一つは、その貴重な団員数を順次でできる要綱というものも今後見据えて考えていただければと思っているんですけども、町長、如何なものでしょうか。

町長（石畑博君）

日常こうして色々な部分にご協力いただいていることには本当に感謝を申し上げますところでございます。

今の機能分けのお話も中身がよく分かりました。

団員として、まずは仕事をされてそれから団員ですけど、例えば鹿屋市に日常は仕事という方もいらっしゃる、また地元での仕事をされてる方もいらっしゃると思うんですけども、団員の活動というのは消火活動のみでなくて、防火の啓発、そしてまた、台風等の待機、秋冬の色々な防火活動、そしてまた、年末警戒、今おっしゃっていただきましたコロナ対策への支援、そういったのもたくさんあるところであります。

そういった中では、昼間に活動できないから云々じゃなくて、可能な範囲でできる方は是非分団に入っていて、そういった活動に参画していただければ非常に有り難いなというふうに思っております。

特に年末警戒とか、春・秋の警戒の時には、「やはり、この消防団の方々巡回をされるだけでもやっぱり安心すっどな。」というそういった声も聞きますので、今後においては、やはりこの団員数の確保は本当にこの課題でありますので、「おや鹿屋やっでむっかしど。」とじゃなくて、鹿屋であっても十分消防団員としての役目・使命は果たせますので、そこについても是非、また引き続き、町としてもそういった方向性をまた幹部会等でも出させていただいて、そういった地域活動としての消防団活動にもご協力をしていただいて、ご理解いただける方向を町としても進めてまいりたいと思います。

2番（森田重義君）

共通で認識いただけるということで非常に有り難く思っておりますが、消防団というものは先ほども申し上げましたが、火災があってはならないということを前提に活動しております。

そのための訓練を何故するかと言ったら、あったときの為、もしあったときの為には、自分たちはどうすればいいのかというものを日々注意しながら、自分の

安全も守りながらということと訓練をさせていただいているものもあろうかと思いますが、先ほどから何回も言いますが、コロナ禍でなかなか訓練が出来ないという中で、若い団員には消防団は医療従事者と同じつもりでいてくれということとを再三言っております。

そこも改めてご理解いただいた上で、消防団の活動のご支援と指導をいただければと思っております。

今、十分消防団というものは一昨年の3月に改正で賃金の引き上げ等もございまして、体制的には私個人といたしましては十分ご理解いただいているものと存じておりますが、次の第④項、装備の拡充と通信機器についてお尋ねいたします。

[町長 石畑 博 君 登壇]

町長（石畑博君）

次に、森田議員の第2問第④項、装備の拡充、通信機器導入の考えはないか伺うこととご質問でございます。

消防車両につきましては、これまで年次ごとに経過年数の長い車両について車両規格等を分団と協議しながら更新している状況でございます。

また、消防団設備整備費補助金を活用し、消防団救助能力向上のための資機材等の整備や、本年度はB&G財団の支援により災害発生時の緊急対応・避難所運営に必要な防災拠点倉庫や重機などの機材整備を行い、団員の処遇改善として、活動服等の更新等に努めているところでありますので、装備品の拡充や必要な通信機器等については、必要性を十分協議し、団員分団とも協議していきたいと考えます。

2番（森田重義君）

今、車両の更新ということと今回も議案の中で織り込まれておりましたが、一昨年、またすみません、神山を例に挙げて申し訳ないんですけども、本来、自動車ポンプ車を導入予定でしたが、積載型の自動車ポンプですね。

小型を乗せられて、しかも機能的には自動車ポンプという車両を導入いただいていたのが年次更新で入れ替えという形だったんですけども、その当時は、最新への機器だったんですけども、年次的なものでどうしても充電を必ずしないといけないということで、その当時も充電機器の不具合で年間10万・20万ぐらいの維持費・経費が掛かっているということとを申し上げた中で、同じ機種じゃなくてデッキバンタイプ、繁華街になりますと小っちゃな道もございましたのでデッキバンの小っちゃい形のもので導入いただけないかというご提案させていただいた中で導入いただいた経緯もございました。

これは佐多の中央分団も同じ機種を持っております。

これから先、先程からマイナス面で申し上げて申し訳ないんですけども、若い団員の今の免許取得というものには普通免許と今度は消防車が乗れる中型免許、そういうものも必要になってきておりましたので町としても補助をいただいておりますが、メーカーさんも普通免許で乗れる機種というものも開発はしていただいておりますが、今のこの団員の人数、それと能力・地形に合わせた中で、今まで自動車ポンプ、大きなタイプのもので導入ではなく改めて団と協議の上されているとは思いますが、行政のほうからも逆にご提案をすることを望みま

すが、そのお考えはございますでしょうか。消防車が今現在のあるかたに今までは皆さん更新でされておりますけども、それよりも今の機能だったらまだ小っちゃなタイプでもどうですかというようなものを団のほうからご要望があればそれが一番有り難いんですけども。

町長（石畑博君）

団員の活動環境は大事にしていかないといけないという部分で、特に消防車両は一刻を争う事態が起こりますので、消防資機材については、今おっしゃったとおり、やはりこの分団の更新時期にどういった車両がいいかというのをお尋ねしてしていきますが、消防担当のほうにも新たな設備資機材のご案内等も来ているところでもあります。

そういった意味から、放水始めまでの時間が短くなるような形のそういったスタイルの消防の在り方が一番いいのではないかとこのように考えております。

南部署の例えば南部の1次が、例えば、道路査察で神川とか行っていると、旧根占の火災の時にはどうしてもこの神山分団・役場消防隊が早いわけです。

そうなった時に水利を探してホースを引いてとなるより、やはりそういった水槽を備え付けた部分があるとそれは良いのかなと。

そういった部分も含めた形で、今後の活動の中で地域のそういった道路事情等もありますので、そこはそれぞれの分団で水利等の関係もありますので、そこをご提言いただく中でまた担当のほうもそういった部分では前向きな非常に効率の良いそういった資機材については勉強をさせたいと思います。

2番（森田重義君）

町長の今お言葉の中からもやっぱりタンク車というものも導入が必要とあられるということをおっしゃっていただきましたが、先日のやはり滑川地区、あちらの水利というものがなかなかないところがほぼです。

今回私もご提言させていただきたいのは、その主となる分団、今回役場職員、役場の本部、そちらにタンク車の導入というものが一番理想ではなかろうかと思っております。

これも決して安いものではございませんので、年次更新、改めながら今後の必要性ということでご検討いただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。

あともう一つ、装備品で前回消防服を団のほうから夏場の薄いものをと云われた時に、私のほうから安全靴、手袋、その2つのほうが最重要だということのを全協の中で申し上げさせていただいたかと思うんですけども、前回の北之口のぼや火災のとき、その他火災のときにも本部消防隊出動いただいてたんですけども、やはり手袋と安全靴というものが持ってない、装備されてないと、安全靴自体は装備してございますけども、手袋自体はもう十数年前に町のほうからの支給のものが最後でしたので、私も火災で中原の住宅火災のときに釘を踏み抜いてしまったのご迷惑をおかけしまった経緯もございます。

安全靴と手袋、ヘルメットというこの3つ、防火服、ここまでが消防団の着用義務と我々は思ってるんですけども、なかなかその意思疎通も訓練等もない中とはいえ不備なところも目立っておりますので、そこは重々注意いただきたいところでございます。

もう一つの通信機器の件でも、やはり交通誘導等もその時に役場消防隊していただいていたんですけども、やはり無線の不足、日中だったからこそまだよかったんですけども、やはり、やり取りをする中でどうしても無線機器が不足しているということもございましたので、そちらもご検討いただければと思っております。

最後に提言なんですけども、福島の消防団員が今回消防団の専用防災アシストアプリ SAFE というものを開発、提供してございます。

2020年の総務省のICTの地域活性化大賞を受賞する総務大臣賞を受賞されたものなんですけども、昨日Zoomのオンラインでその方とちょっとご説明をいただいたものをお知らせさせていただきたいと思っております。

先ほどからスマートフォンのアプリを使ったものの類いなんですけども、こちらのほうは各団員が持つてるスマートフォンにそのSAFEというアプリを導入いただく。

方式といたしましては、今まで幹部団員に消防本部から火災発生メールが届くのを1枠そのアプリの管理会社にいただければそれを各団員に発送できるというものなんですけども、その何が利点かといいましたら、グーグルマップを使いまして火災現場位置も示す、水利、自然水利まで全部登録が可能だということです。

本人たちがそのスマートアプリの中の登録をいただければ、自分が出動します、出動できませんというのも打てる項目を持ってございます。

今まで私が28年団をやって一番不安だったのが、誰が今いて、誰が行ってくるのか、誰がどこに配置してて、どこに水利があるのか。

今までは我々は巡回等の中で水利等をほぼ頭に入れていたんですけども、今の若い団員に限りましては、なかなか訓練等も出来ないというのは言い訳になるかもしれませんが、熟知してない団員がどんどん増えてきてます。

その解消をする中では、そういうアプリの導入というものもあるかと思っておりますので、今お問い合わせの中で本人たちも分団で、しかも、東日本大震災の中で経験を生かしたアプリを今開発していますということで、今福島県では14カ所導入して今実践されているようです。

今、実践内容でどのような不具合があるかということもお聞きはしておりますけども、今のところは改善の余地はどんどんあるんですけども要望に応えられるようにどんどん開発をしている中で、来年、総務省のほうで補助事業として提言をするということだったので、来年以降また国のほうからこういうものがあるということで通達が来ようかと思っておりますので、一応、見積り等も出させていただいておりますので、詳しい内容はまたお聞きいただければ私のほうでご説明もさせていただきますので、今日のところは一応そういうものもあるということをご理解いただければと思っております。

最後になりますけども再三言いますとおり、私が申し上げたいのは、やっぱり危機意識、それを危機感に直さない前に、やはり、対策ほかの事業体も同じように、今回のコロナ対策本部というものも以前から立ち上げていらっしゃるというのは昨年の9月にお聞きしておりましたので内容等は聞きませんでしたけども、そういうものをフル活動して町民の安心・安全にこれからもご尽力いただければと思っておりますので、私のほうからは以上となりますが、町長の消防団に関しての総体のお言葉をいただければと思っておりますのでお願いいたします。

町長（石畑博君）

現場を踏まえての色々なご提言を本当にありがとうございます。

今おっしゃいましたアプリについても、一部情報として聞きましたけれども非常に良いアプリだなというふうに思っております。

先だっの横別府の火災でも門木の妹尾商店とだったんです。妹尾商店に行ったら、全然火災も分からずに場所も分からずにですね、そういった時に、やはりこの指令目標、出動目標地が分かると非常にいいなというふうに思っているところです。

いずれにしても、この町の流れとしてはこういった消防で万が一があってはいけませんので、これがないような形で人命救助にならない手前でそういった予防的な部分で可能な部分は取り組んでいきたいというふうに考えております。

そしてまた、団員の皆さん方を特に若い方々は大事にしていけないということも重々承知をしておりますので、消防団への加入についても、団員の方々が「ほんなら入るか。」という形のそういった勧誘のやり方等も含めて、団員数を増やすことで団員同士のコミュニケーションの中で、また地域への色々な活性化にも少なからず良いプラス側の影響もありますので、そういったことを踏まえて、消防業務に対しましてはまた引き続きご提案をいただきまして努めてまいりたいと考えますので、また引き続き、ご指導をお願いしたいと思います。ありがとうございます。

2番（森田重義君）

これで私の一般質問を終わらせていただきます。

議長（松元勇治君）

これで本日の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

明日は、午前10時から本会議を開きます。

本日はこれで散会します。

散 会 : 令和4年9月8日 午後2時39分